

**「児童の養護と未来を考える議員連盟」総会
厚生労働省資料**

**平成28年11月4日（金）
厚生労働省雇用均等・児童家庭局**

I 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士¹の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料²を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援³について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホーム⁴について、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日） 4

I 児童福祉法の理念の明確化等

○ 全ての児童が健全に育成されるよう、児童を中心に、その福祉の保障等の内容を明確化する。

(1) 児童の福祉を保障するための原理の明確化

■ 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化。(児童福祉法)

(2) 家庭と同様の環境における養育の推進

■ 国・地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するものとする。ただし、家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。(児童福祉法)

(3) 国・地方公共団体の役割・責務の明確化

■ 国・地方公共団体の役割・責務を次のように明確化。(児童福祉法)

- ① 市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行う。
- ② 都道府県は、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な業務を適切に行う。
- ③ 国は、市町村・都道府県の業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村・都道府県に対する助言、情報提供等の必要な各般の措置を講じる。

(4) しつけを名目とした児童虐待の防止

■ 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。(児童虐待防止法)

Ⅱ 児童虐待の発生予防

- 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遡減する。

(1) 子育て世代包括支援センターの法定化

- 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を設置するよう努めるものとする。
(母子保健法)(☆)
- ※ 平成27年度実施市町村数:138市町村 → 平成28年度実施市町村数(予定):251市町村
- ※ 法律上は、「母子健康包括支援センター」という名称。

(2) 支援を要する妊婦等に関する情報提供

- 支援を要すると思われる妊婦や児童・保護者を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。(児童福祉法)(☆)

(3) 母子保健施策を通じた虐待予防等

- 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資するものであることに留意しなければならない旨を明記。
(母子保健法)(☆)

* (☆)の事項は、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に記載。次頁以降も同じ。

Ⅲ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を行う。

(1) 市町村における支援拠点の整備

- 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。(児童福祉法)

(2) 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。(児童福祉法)(☆)

※ 現行は、要保護児童対策調整機関における専門職(児童福祉司たる資格を有する者、保健師等)の配置は努力義務であり、1,387市区町村(80.4%)が配置済。(平成27年4月1日)

- 調整機関に配置される専門職は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとする。(児童福祉法)

(3) 児童相談所設置自治体の拡大

- 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。(児童福祉法)

※ 現行法上、政令で定める市(現在、横須賀市・金沢市)は児童相談所を設置するものとされており、政令で定める特別区についてもこれと同様とする。

- 政府は、改正法の施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

(4) 児童相談所の体制強化

- ①児童心理司、②医師又は保健師、③スーパーバイザー(他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司)を配置するものとする。(児童福祉法)(☆)
 - ※ 児童福祉司の配置標準について、区域内の人口等に加え、児童虐待相談対応件数を考慮するものとする。(児童福祉法・同法施行令)
 - ※ 専門職の配置充実を促進するため、厚生労働省において、「児童相談所体制強化プラン」を策定。
- 児童福祉司(スーパーバイザーを含む)は、国の基準に適合する研修を受講しなければならないものとする。(児童福祉法)
 - ※ 社会福祉主事を児童福祉司に任用する場合、任用前の指定講習会を受講させなければならないものとする。(児童福祉法)
- 児童相談所設置自治体は、法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務を適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。(児童福祉法)

(5) 児童相談所の権限強化等

- 児童相談所から市町村への事案送致を新設。(児童福祉法・児童虐待防止法)
 - ※ 現行は、市町村から児童相談所への事案送致のみ規定。
 - ※ 併せて、児童相談所・市町村に共通のアセスメントツールを開発し、共通基準による初期評価に基づく役割分担を明確化。これにより、漏れのない対応を確保。
- 臨検・捜索について、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、実施できるものとする。(児童虐待防止法)(☆)
 - ※ 現行は、保護者が立入調査を拒むことに加え、再出頭要求にも応じないことが要件。
- 児童相談所・市町村から被虐待児童等に関する資料等の提供を求められた場合、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料を提供できる旨を規定。(児童虐待防止法)(☆)
- 政府は、改正法の施行後速やかに、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

(6) 通告・相談窓口等

- 政府は、改正法の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方や、児童福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

IV 被虐待児童への自立支援

- 被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

(1) 親子関係再構築支援

- 親子関係再構築支援は、関係機関等が連携して行わなければならない旨を明記。(児童福祉法)
- 施設入所や里親委託等の措置を解除する際に、都道府県(児童相談所)が委託した民間団体等が必要な助言を実施できるようにする。(児童虐待防止法)(★)
- 施設入所や里親委託等の措置を解除された児童について、関係機関等が連携して、児童の継続的な安全確認を行うとともに、保護者への相談・支援を実施するものとする。(児童虐待防止法)

(2) 里親委託等の推進

- 里親支援について、都道府県(児童相談所)の業務として位置付け。(児童福祉法)(★)
- 養子縁組里親を法定化し、研修の義務化、欠格要件や都道府県による名簿の登録について規定。(児童福祉法)(★)
- 養子縁組に関する相談・支援について、都道府県(児童相談所)の業務として位置付け。(児童福祉法)(★)
- 政府は、改正法の施行後速やかに、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

(3) 18歳以上の者に対する支援の継続

- 一時保護中の18歳以上の者等について、20歳に達するまでの間、新たに施設入所等措置を行えるようにするとともに、その保護者に対する面会・通信制限等の対象とする。(児童福祉法・児童虐待防止法)
 - 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加。(児童福祉法)(★)
- ※ 現行は、20歳未満の児童養護施設退所者等が対象。
※ 併せて、施設入所等措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設を検討。

II 各検討会・ワーキンググループの概要及び開催状況

改正児童福祉法に規定された検討規定等について

○ 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)(抄)

附則

(検討等)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後速やかに、児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童(次項において「要保護児童」という。)を適切に保護するための措置に係る手続きにおける裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後二年以内に、児童相談所の業務の在り方、第1条の規定による改正後の児童福祉法第25条第1項の規定による要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、前3項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○ ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

3 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

(2)すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備

(ひとり親家庭や多子世帯等への支援)

児童虐待の問題に社会全体で対応し、児童の最善の利益が優先して考慮されるよう、児童相談所の専門性強化等による発生時の迅速・的確な対応に加え、予防から児童の自立支援(家庭養護の推進等)に至るまでの総合的な対策を進める。これを踏まえ、児童保護手続における裁判所の関与の在り方や、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

新たな社会的養育の在り方等に関する検討体制

児童福祉法等改正法の附則の検討規定等を踏まえ、以下の検討会・WGを立ち上げ、議論を進めている。

「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」（厚生労働大臣主宰）

「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）の見直しにより、
新たな社会的養育の在り方を示す。

（第1回：7月29日 第2回：9月16日 第3回：10月7日 第4回：10月21日）

「児童虐待対応における司法 関与及び特別養子縁組制度 の利用促進の在り方に関す る検討会」

児童虐待対応における司法
関与及び特別養子縁組制度の
利用促進の在り方について検
討を行う。

（第1回：7月25日 第2回：8月31日
第3回：9月26日 第4回：10月14日
第5回：10月31日）

「子ども家庭福祉人材の専門 性確保WG」

国の基準に適合する実際の
研修のガイドライン、カリキュ
ラム等を定め、児童相談所等の
専門性強化を図るための検討
を行う。

（第1回：7月29日 第2回：9月2日
第3回：10月7日）

「市区町村の支援業務の あり方に関する検討WG」

改正児童福祉法を踏まえた
市区町村の支援業務の具体
的な内容や在り方等について
検討を行う。

（第1回：8月8日 第2回：9月16日
第3回：10月21日）

改正児童福祉法を踏まえた「新たな子ども家庭福祉」の構築

昭和22年の制度創設以来の抜本的な改正をした改正児童福祉法等の円滑な施行を行うとともに、改正法案の提出までに結論が出なかった子どもや家庭を巡る諸課題についてスピード感をもって検討する必要がある。更に、改正児童福祉法等の進捗状況を把握、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰するために、平成28年7月以降、以下の4つの検討会、ワーキンググループを開催する。

新たな社会的養育の在り方に関する検討会

平成28年7月29日から厚生労働大臣の下で検討開始

【検討事項】

- ①改正法の進捗状況把握、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰。
- ②改正法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化
- ③②を踏まえた地域分散化も含めた施設機能のあるべき姿。
- ④里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編
- ⑤②～④を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方。
- ⑥法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる18歳以上（年齢延長の場合は20歳）の者に対する支援の在り方。

子ども家庭福祉人材の専門性確保WG

平成28年7月29日から検討開始

【検討事項】

- ①平成29年4月1日の改正法施行に向け必要な事項
地方自治体等が実施している現行の研修内容・体制の情報収集・分析・検証、児童福祉司等が受講する研修又は任用前講習会のガイドライン策定 等
- ②児童相談所等における将来的な専門職のあり方、人材育成等専門性の向上等について十分な検討を行うことが必要な事項
児童相談所の体制強化（専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援、要保護児童の通告のあり方及び児童相談所の業務のあり方等）に向けた更なる方策 等

児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会

平成28年7月25日から法務省、最高裁判所の協力を得て検討開始。

【検討事項】

- ①要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方。
- ②児童の福祉の増進を図る観点からの特別養子縁組制度の利用促進の在り方。

市区町村の支援業務のあり方に関するWG

平成28年8月8日から検討開始

【検討事項】

- ①児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進方策
- ②虐待対応の具体的な支援業務（要支援児童等の情報提供、児相からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等）を適切に行うために必要な支援方策（ガイドライン）や専門人材の養成及び確保方策 等

各検討会・ワーキンググループの構成員

新たな社会的養育の在り方に関する検討会構成員名簿

(五十音順、敬称略)

相澤 仁 大分大学福祉健康科学部 教授
 井上 登生 医療法人井上小児科医院 院長
 ◎奥山 眞紀子 国立研究開発法人国立成育医療研究センター 副院長、
 こころの診療部長
 加賀美 尤祥 社会福祉法人山梨立正光生園 理事長
 山梨県立大学人間福祉学部 特任教授
 上鹿渡 和宏 長野大学社会福祉学部 准教授
 塩田 規子 社会福祉法人救世軍世光寮 副施設長
 伊達 直利 社会福祉法人旭児童ホーム 理事長
 西澤 哲 山梨県立大学人間福祉学部 教授
 林 浩康 日本女子大学人間社会学部 教授
 藤林 武史 福岡市こども総合相談センター 所長
 ◎松本 伊智朗 北海道大学大学院教育学研究院 教授
 山縣 文治 関西大学人間健康学部人間健康学科 教授

◎：座長、○：座長代理

児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の

利用促進の在り方に関する検討会構成員名簿

(五十音順、敬称略、○：座長)

岩崎 美枝子 公益社団法人家庭養護促進協会 理事
 金子 敬明 千葉大学大学院専門法務研究科 教授
 上鹿渡 和宏 長野大学社会福祉学部 准教授、医師
 久保 健二 福岡市こども総合相談センター課長、弁護士
 久保野 恵美子 東北大学大学院法学研究科 教授
 杉山 悦子 一橋大学大学院法学研究科 准教授
 床谷 文雄 大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授
 林 浩康 日本女子大学人間社会学部 教授
 藤林 武史 福岡市こども総合相談センター 所長
 峯本 耕治 弁護士（長野総合法律事務所）
 森口 千晶 一橋大学経済研究所 教授
 山田 不二子 認定NPO法人チャイルドファーストジャパン 理事長、医師
 山本 恒雄 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所 客員研究員
 横田 光平 同志社大学司法研究科 教授
 吉田 彩 東京家庭裁判所 判事
 ◎吉田 恒雄 駿河台大学 学長

子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ構成員名簿

(五十音順、敬称略)

相澤 仁 大分大学福祉健康科学部 教授
 安部 計彦 西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
 衣斐 哲臣 和歌山大学教職大学院 教授
 奥山 眞紀子 国立研究開発法人国立成育医療研究センター 副院長、
 こころの診療部長
 影山 孝 東京都児童相談センター 児童福祉相談担当課長
 坂入 健二 葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課 主査
 鈴木 淳 静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課こども家庭班 副班長
 田崎 みどり 横浜市こども青少年局 担当部長
 横浜市中央児童相談所 医務担当課長
 田中 哲 東京都立小児総合医療センター 副院長
 ◎西澤 哲 山梨県立大学人間福祉学部 教授
 藤林 武史 福岡市こども総合相談センター 所長
 増沢 高 社会福祉法人横浜博萌会子どもの虹情報研修センター 研修部長
 八木 安理子 枚方市子ども総合相談センター 家庭児童相談担当課長
 ◎山縣 文治 関西大学人間健康学部人間健康学科 教授
 山田 不二子 認定NPO法人チャイルドファーストジャパン 理事長
 山本 恒雄 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所 客員研究員

◎：座長、○：座長代理

市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ構成員名簿

(五十音順、敬称略)

安部 計彦 西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
 ◎井上 登生 医療法人井上小児科医院 院長
 奥山 千鶴子 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長
 奥山 眞紀子 国立研究開発法人国立成育医療研究センター 副院長、
 こころの診療部長
 加賀美 尤祥 社会福祉法人山梨立正光生園 理事長
 山梨県立大学人間福祉学部 特任教授
 加藤 曜子 流通科学大学人間社会学部人間健康学科 教授
 北村 充 愛知県豊橋市こども未来部こども家庭課 主査
 後藤 慎司 大分県立二豊学園 園長
 佐伯 裕子 三鷹市子ども政策部子育て支援課婦人相談員・母子父子自立支援員
 新澤 拓治 社会福祉法人雲柱社
 鈴木 秀洋 日本大学危機管理学部 准教授
 高松 絵里子 北海道中標津町町民生活部子育て支援室長
 ◎松本 伊智朗 北海道大学大学院教育学研究院 教授
 吉澤 みどり 渋谷区保健所幡ヶ谷保健相談所保健指導主査
 渡辺 好恵 さいたま市子ども育成部子育て支援政策課
 子ども総合センター開設準備室主幹

◎：座長、○：座長代理

各検討会・ワーキンググループの開催状況等について

新たな社会的養育の 在り方に関する検討会 [座 長：奥山 眞紀子 座長代理：松本 伊智朗]	児童虐待対応における司法関与及び特 別養子縁組制度の利用促進の 在り方に関する検討会 [座 長：吉田 恒雄]	子ども家庭福祉人材の 専門性確保WG [座 長：山縣 文治 座長代理：西澤 哲]	市区町村の支援業務の あり方に関する検討WG [座 長：松本 伊智朗 座長代理：井上 登生]
第1回：7月29日（金） ・検討会の開催について ・意見交換	第1回：7月25日（月） ・検討会の開催について ・意見交換	第1回：7月29日（金） ・WGの開催について ・意見交換	第1回：8月8日（月） ・WGの開催について ・意見交換
第2回：9月16日（金） ・各検討会・WGの開催状況 ・法改正後の進捗状況 ※ 関係団体ヒアリング	第2回：8月31日（水） ・第1回検討会におけるご指摘事項等について ・児童相談所への調査項目（案）について ・関係団体、有識者ヒアリング	第2回：9月2日（金） ・児童福祉司スーパーバイザー研修、児童福祉司任用後研修、児童福祉司任用前講習会の到達目標等について	第2回：9月16日（金） ・今後の進め方のイメージ共有 ・論点整理の確認 ・支援拠点の機能のあり方
第3回：10月7日（金） ・各検討会・WGの開催状況 ・法改正後の進捗状況 ・個別の論点についての議論 ※ 関係団体等ヒアリング	第3回：9月26日（月） ・論点ごとの議論	第3回：10月7日（金） ・研修カリキュラム（たたき台）等について （児童福祉司任用後研修、児童福祉司任用前講習会） ・到達目標等について （児童福祉司スーパーバイザー研修、要対協調整機関専門職任用後研修）	第3回：10月21日（金） ・運営指針（たたき台）について ・意見交換
第4回：10月21日（金） ・各検討会・WGの開催状況 ・個別の論点についての議論 ※ 関係団体等ヒアリング	第4回：10月14日（金） ・調査結果に基づく争点整理 ・論点ごとの議論	第4回：11月下旬（予定） ・研修カリキュラム（案）等について ・児童相談所等の専門性の向上等（課題の整理）	第4回：11月30日（予定） ・運営指針（素案）について ・ガイドライン（たたき台）等について
第5回：11月18日（金）（予定） ・各検討会・WGの開催状況 ・法改正後の進捗状況 ・個別の論点についての議論	第5回：10月31日（月） ・論点ごとの議論	第4回：11月下旬（予定） ・研修カリキュラム（案）等について ・児童相談所等の専門性の向上等（課題の整理）	12月中上旬（予定） ・運営指針（案）について ・ガイドライン（たたき台）について
第6回：11月30日（水）（予定） ・各検討会・WGの開催状況 ・個別の論点についての議論 ※ 関係団体等ヒアリング（追加）	第6回：11月14日（月） 予定 ・論点ごとの議論	12月（予定） ガイドライン案の策定	2月上旬（予定） ・ガイドライン（素案）について
↓	11月下旬（予定） ・論点ごとの議論 秋を目途に一定のとりまとめ	↓	3月中旬（予定） ・指針及びガイドラインのとりまとめ

※ 新たな社会的養育の在り方に関する検討会ヒアリング参加関係団体等について

第2回	9月16日(金)	全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会 全国児童自立支援施設協議会、全国情緒障害児短期治療施設協議会
第3回	10月7日(金)	全国保育協議会、大阪市、公益社団法人家庭養護促進協会、全国自立援助ホーム協議会 「非行」と向き合う親たちの会(あめあがりの会)、CVV(Children's Views and Voices) 特定非営利活動法人IFCA(International Foster Care Alliance)
第4回	10月21日(金)	全国児童相談所長会、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、全国児童家庭支援センター協議会 公益財団法人全国里親会、一般社団法人日本ファミリーホーム協議会、特定非営利活動法人キーアセット
第6回	11月30日(水)	ルーモス(海外のNGO)、ゆずりは、保育園を考える親の会 養子縁組の経験のある人

[参考資料]

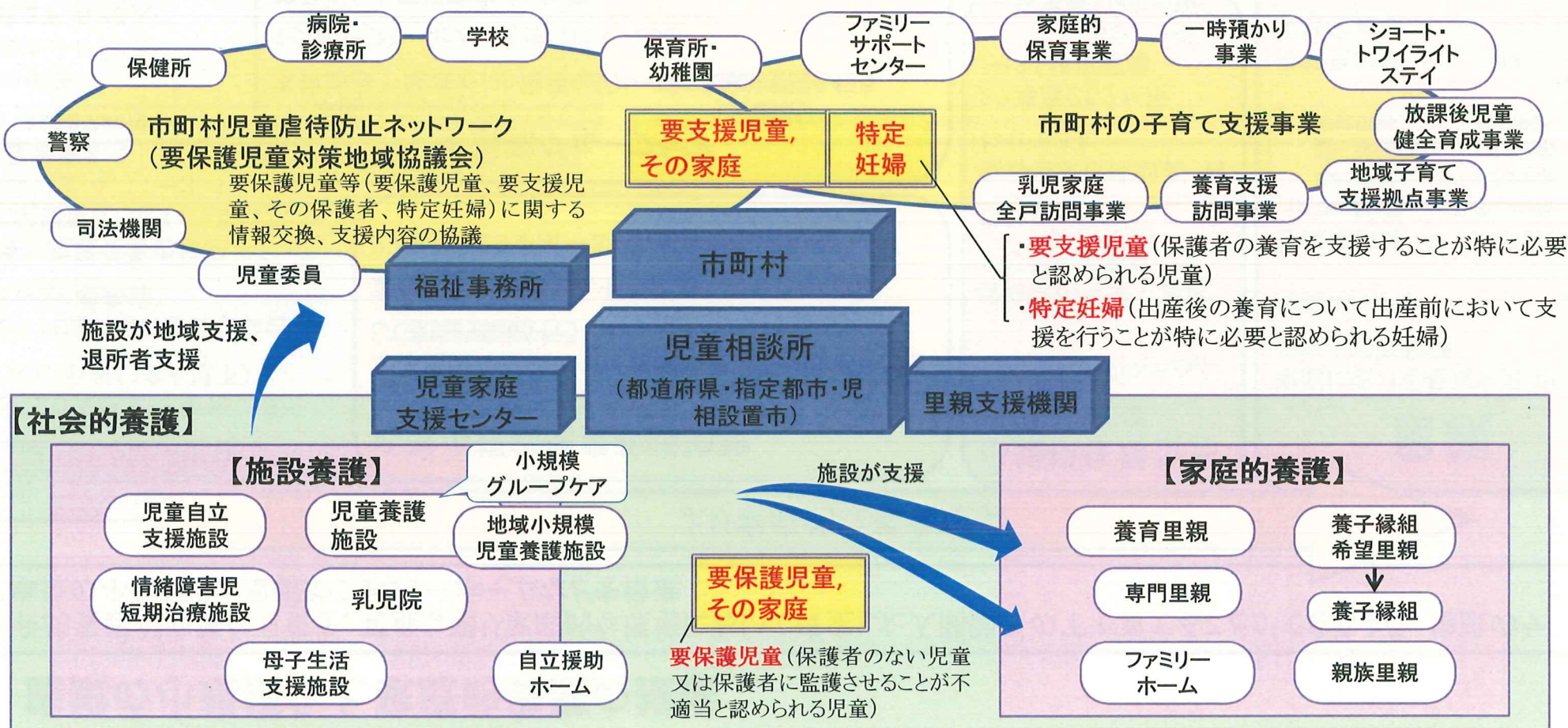
「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」関係

社会的養護の課題と将来像（要点）

児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ（平成23年7月）

1. 基本的考え方

- 社会的養護は、かつては、親が無い、親に育てられない子どもへの施策であったが、現在は、虐待を受けて心に傷をもつ子ども、障害のある子ども、DV被害の母子への支援へと役割が変化し、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- 子育て支援施策を充実させていく中で、社会的養護の対象となる子どもにこそ、特に支援の充実が必要。
- 社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである。
- 社会的養護の基本的方向は、①家庭的養護の推進、②専門的ケアの充実、③自立支援の充実、④家族支援、地域支援の充実
- 児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や子育て支援と一連につながるものであり、密接に連携して推進



2. 施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎(20人以上)、中舎(13~19人)、小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

職員は施設長等のほか
就学児童5.5:1(→4:1)
3歳以上4:1(→3:1)
3歳未満2:1

* ()は27年度~

602か所
定員33,017人
現員27,828人

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

134か所
定員3,865人、現員2,939人

地域小規模児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援の下で地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人 職員2人+非常勤1人+管理宿直

27年度329か所→31年度目標390か所

小規模グループケア

(本園ユニットケア) (分園型)
本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う

1グループ6~8人(乳児院は4~6人)

職員1人+管理宿直を加算

27年度1,218か所→
31年度目標1,870か所(乳児院等を含む)

小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)

養育者の住居で養育を行う家庭養護

定員5~6人

養育者及び補助者合わせて3人

27年度257か所
→31年度目標
520か所
→将来像1,000か所

里親

家庭における養育を里親に委託する家庭養護

児童4人まで

登録里親数 9,949世帯
うち養育里親 7,893世帯
専門里親 676世帯
養子縁組里親 3,072世帯
親族里親 485世帯

委託里親数 3,644世帯
委託児童数 4,731人

→31年度目標
養育里親登録 9,800世帯
専門里親登録 850世帯

里親等委託率 = $\frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$

27年3月末 16.5% →31年度目標 22%

→41年度までに、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1
児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

※「31年度目標」は、少子化社会対策大綱

登録里親数、委託里親数、FHホーム数、委託児童数は、平成27年3月末福祉行政報告例。

施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の数、平成27年10月1日家庭福祉課調べ。

児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)

児童養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

27年度123か所
→31年度目標 190か所

3. 施設等種別ごとの課題と将来像

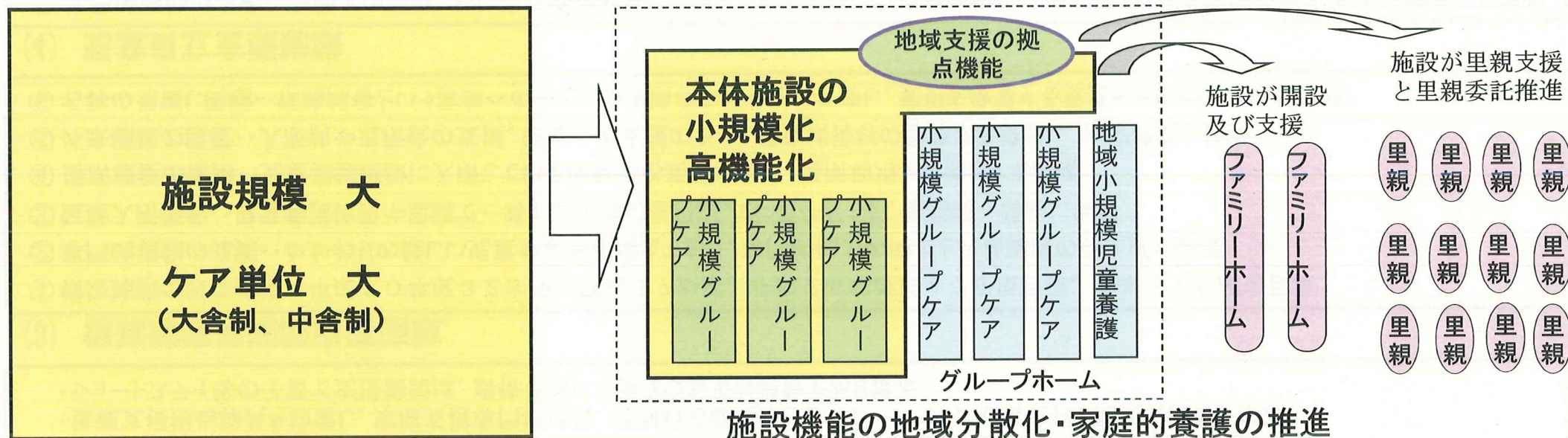
(1) 児童養護施設

児童養護施設の7割が大舎制で、定員100人を超える大規模施設もある。社会的養護が必要な子どもを、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、家庭的養護を強力に推進。

①小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ケア単位の小規模化 → 将来は全施設を小規模グループケア化(オールユニット化)
- 本体施設の小規模化 → 定員45人以下に
- グループホームの推進、ファミリーホームの設置、里親の支援 → 施設は地域の社会的養護の拠点に

②本体施設は、精神的不安定等が落ち着くまでの専門的ケアや、地域支援を行うセンター施設として、高機能化



○できる施設から順次進め、着実に推進。

○今後の施設の新築・改築に当たっては、本体施設の小規模化、地域分散化を条件に

○小規模グループケアの普及のためには、基本の人員配置の引上げ、宿直加算の全グループ化が必要

○グループホームやファミリーホームは、住宅を賃借して行う場合も多く、賃借料の補助が必要

○個々のグループの孤立と密室化を防ぐため、研修の充実と施設全体の組織的運営体制が重要

(2) 乳児院

① 専門的養育機能の充実

・被虐待児、慢性疾患児、障害児などが増加。個別対応職員や心理療法担当職員の全施設配置、経験豊富な看護職の確保が必要

② 養育単位の小規模化

・乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きい。4～6人の小規模グループケアを推進

③ 保護者支援機能、地域支援機能の充実

・子育てに不安や負担感をもつ保護者への支援が必要。不必要に施設入所の長期化とならぬよう、里親委託の推進が必要

・里親支援担当職員を設置し、家庭支援専門相談員、個別対応職員などとのチームで、保護者支援、里親支援等を推進

・ショートステイ等の子育て支援機能は、虐待予防にも役立つ重要な機能であり推進

(3) 情緒障害児短期治療施設

① 情短施設の設置推進・・・平成20年度32か所が現在37か所。平成26年度に47か所目標。将来57か所を目標

② 専門的機能の充実・・・かかわりの難しい児童や家庭が増えており、専門的能力の向上と人員配置の引上げが必要

③ 短期入所機能・・・児童養護施設や里親で一時的に不適應を起こしている子どもを、短期間一時的に利用

④ 通所機能の活用・・・児童養護施設に入所している児童が必要な場合に、通所利用を可能とする必要

⑤ 外来機能の設置・・・入所前や退所後の支援、家族への支援のため、児童精神科の診療所を併設し、外来機能を充実

⑥ 名称の見直し問題・・・情緒障害という言葉への子どもや保護者の気持ちを考慮し、変更を希望する意見もあり今後の検討課題

(4) 児童自立支援施設

① 専門的機能の充実・・・行動上の問題、特に非行問題を中心に対応。虐待を受けた児童が66%、発達障害・行為障害等が35%など特別なケアが必要な子どもが増加。手厚い人員配置、心理療法担当職員の複数配置が必要

・中卒・高校生に対応していない施設もあり、年長の対応の難しい児童の自立支援機能を充実

② 相談、通所、アフターケア機能・・・相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能の充実

(5) 母子生活支援施設

① 入所者支援の充実・・・かつては生活に困窮する母子に住む場所を提供する母子寮であったが、現在は、DV被害者や被虐待児童が半数以上を占める。施設の取組みの差が大きく、住む場所の提供にとどまる施設も多い。すべての施設が支援を充実する必要

② 職員配置の充実・・・基本配置の引上げ。個別対応職員の推進。保育士の保育所並み配置。処遇困難母子に応じた加算の複数配置

③ 広域利用の確保・・・DV被害者は、加害夫から逃れるために遠隔地の施設を利用するが多い。円滑な広域利用を推進

④ 子どもの学習支援の充実・・・児童養護施設にあるような入学時の支度費。学習ボランティアなどを含めた支援を充実

⑤ 児童相談所・婦人相談所との連携・・・児童虐待の防止等の側面があることから、児童相談所や婦人相談所との連携も重要

⑥ 公立施設の課題・・・公立施設での加算職員の配置推進。指定管理者制度による公設民営施設での長期的視野での取組み

(6) 里親委託の推進と里親支援機関

①里親委託率の引上げ

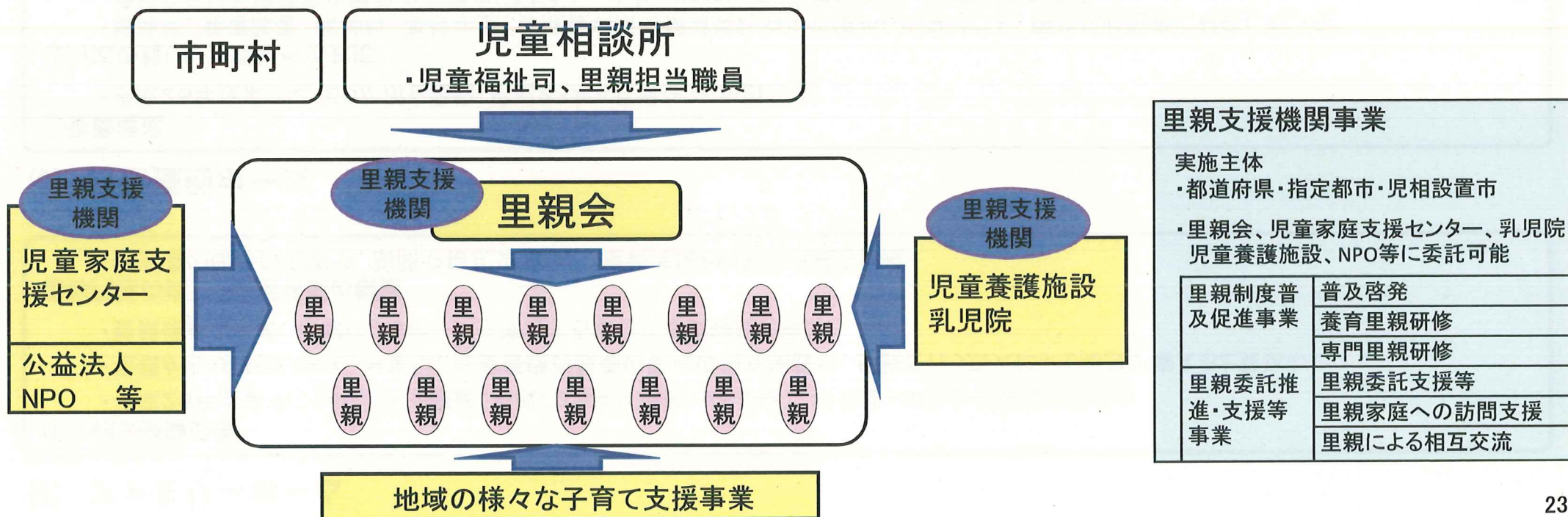
- ・日本の社会的養護は、施設が9割で里親は1割。欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。
- ・新潟県で32.5%など里親委託率が3割を超える県もある。最近5年間で福岡市が6.9%から20.9%へ増加。
- ・児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力をしており、里親委託率を3割以上に引き上げる。
- ・本年4月に「里親委託ガイドライン」を策定。里親委託率を伸ばした自治体の取組事例の普及など、取組を推進。

②新生児里親、親族里親、週末里親等の活用

- ・望まない妊娠出産で保護者が養育できない場合は、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」が有用。
- ・親族里親を積極的に活用。なお、扶養義務のない親族には、養育里親制度を適用する見直しを行う。
- ・児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用した「週末里親」「季節里親」を活用。

③里親委託の推進と里親支援機関

- ・養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流、レスパイト(里親の休養)など、里親支援が重要。
- ・里親支援機関は、里親会や、児童家庭支援センター、施設など、多方面から支援。市町村とも連携。



里親支援機関事業

実施主体

・都道府県・指定都市・児相設置市

・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

里親制度普及促進事業	普及啓発 養育里親研修 専門里親研修
里親委託推進・支援等事業	里親委託支援等 里親家庭への訪問支援 里親による相互交流

(7) ファミリーホーム

①大幅な整備促進

- ・平成26年度までに140か所を整備(平成23年4月現在126か所)、将来は1000か所程度を見込む
- ・里親からの移行に加え、今後は、児童養護施設等の職員の独立開設や、施設を行う法人による開設が増える見込む
- ・整備促進のため、借家によりホームを運営する場合に家賃補助を検討

②専門性の向上と支援体制の構築

- ・養育者の研修の充実や、訪問や相互交流など、里親支援と同様の支援を推進

(8) 自立援助ホーム

①整備推進

- ・平成26年度までに160か所を整備(平成23年4月現在76か所)

②対応の難しい児童等への対応

- ・被虐待、発達障害、精神科、高校中退、家庭裁判所の補導委託や少年院からの受けなど、困難な児童等に対応している
- ・虐待を受けた児童等の緊急の避難先(子どもシェルター)について、自立援助ホームの制度を適用

③運営費の充実

- ・平成23年度から措置費の定員払化を行い、運営を安定化
- ・今後、借家によりホームを運営する場合の家賃補助や、収入のない児童の医療費について検討

④20歳以降のアフターケア

- ・20歳以降の延長は検討課題。20歳までに一定の力をつけ、アパートで自活し、ホームが相談支援する取組が重要

(9) 児童家庭支援センター

①児童家庭支援センターの整備推進

- ・平成23年3月末82か所。平成26年度までに120か所を整備。将来は児童養護施設や乳児院の標準装備にしていく

②市町村との連携及び役割分担の明確化

- ・一般的な子育て相談に近い部分は、市町村等に委ねつつ、専門性の高い部分を受け持つ役割を高める
- ・継続的支援が必要な児童と家庭について、児童相談所や市町村から委託を受けて支援

③里親支援機関としての役割分担の明確化

- ・各地域で、里親支援のうち児童家庭支援センターが受け持つ役割分担を協議し、明確化する必要

4. 施設の人員配置の課題と将来像

児童の抱える問題の複雑・多様化を踏まえて、ケアの質を高めるため、直接養育にあたる職員の配置基準の引上げが必要である。以下のような目標水準を念頭に置きながら、段階的な取り組みを含めて、引上げを検討する必要。

施設種別	現状	目標水準	考え方
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児： 1. 7:1 1・2歳児： 2:1 3歳以上幼児 4:1 小学校以上 6:1	0・1歳児： 1. 3:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 3:1 小学生以上： 4:1	・6:1は、交代勤務のため1人の職員が18人の子どもを見る体制であり、心に傷ついた子どもに十分なケアは困難 ・小規模グループケア化しても勤務ローテーションが確保できる水準に引上げ
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1. 7:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1	0・1歳児： 1. 3:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 3:1	・現行の集団的養育の人員配置は、心身の発達に重要な時期に不十分 ・小規模グループケア化しても勤務ローテーションが確保できる水準に引上げ
情緒障害児 短期治療施設	児童指導員・保育士 5:1 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 3:1 心理療法担当職員 7:1	・情緒障害、精神疾患や発達障害等の対応の難しい子どもが増加
児童自立支援施設	児童自立支援専門員・児童生活支援員 5:1	児童自立支援専門員・児童生活支援員 3:1 心理療法担当職員 10:1	・非行、暴力のほか発達障害、行為障害等最も対応が難しい子どもへの対応や心理的ケアが必要
母子生活支援施設	母子支援員、少年指導員：それぞれにつき 20世帯未満1人、 20世帯以上2人	母子支援員、少年指導員：それぞれにつき 10世帯未満1人 10世帯以上2人 20世帯以上3人 30世帯以上4人	・DV被害者や虐待を受けた児童への個別支援が必要 ・母子の様々な課題に、個別対応や、関係機関調整の外出など、常時複数配置して役割分担できる体制

施設機能の強化を図るため、次のような加算職員の配置が必要

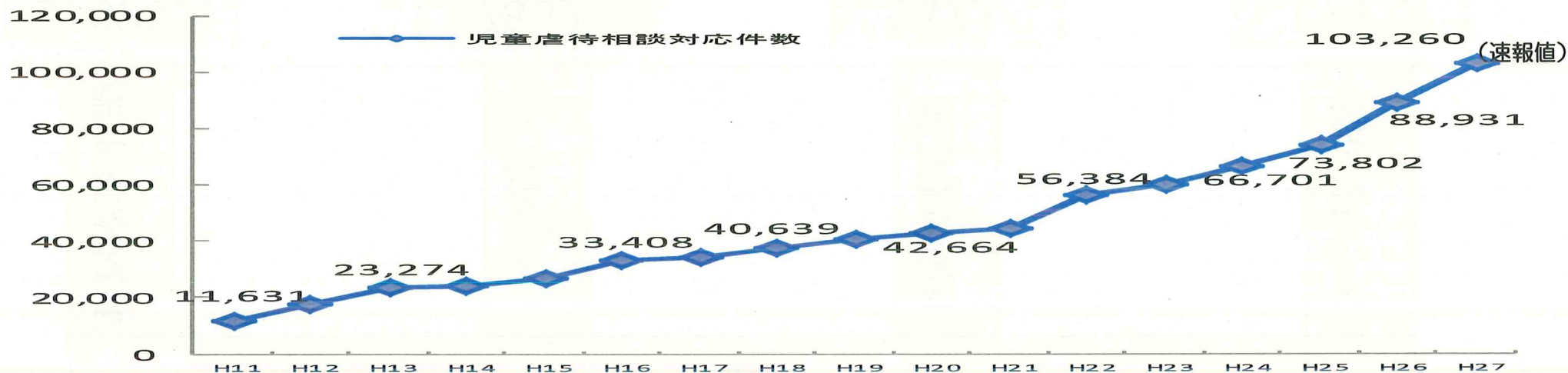
- ① 里親支援担当職員の配置 (乳児院、児童養護施設)
- ② 自立支援担当職員の配置 (児童養護施設)
- ③ 心理療法担当職員の全施設配置

**「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組
制度の利用促進の在り方に関する検討会」関係**

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 平成27年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、103,260件（速報値）。平成11年度に比べて約8.9倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（47.2%）、次いで身体的虐待の割合が多い（27.7%）。
- 相談経路は、警察等（37%）、近隣知人（17%）、家族（8%）、学校等（8%）からの通告が多くなっている。

児童虐待相談対応件数の推移



○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成27年度 (速報値)	28,611 (27.7%) (+2,430)	24,438 (23.7%) (+1,983)	1,518 (1.5%) (-2)	48,693 (47.2%) (+9,918)	103,260 (100.0%) (+14,329)

○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
27年度 (速報値)	8,872 (8%) (+1,066)	2,059 (2%) (+63)	17,406 (17%) (+1,770)	929 (1%) (+80)	7,131 (7%) (+58)	246 (0%) (-35)	192 (0%) (+37)	3,078 (3%) (+113)	1,725 (2%) (+11)	38,522 (37%) (+9,350)	8,180 (8%) (+924)	14,920 (14%) (+892)	103,260 (100%) (+14,329)

平成26年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 88,931件	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	42,664件	44,211件	56,384件	59,919件	66,701件	73,802件
一時保護 16,816件(18.9%)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	10,869件 (25.5%)	10,682件 (24.2%)	12,673件 (22.5%)	13,251件 (22.1%)	14,891件 (22.3%)	15,487件 (21.0%)
施設入所等 4,785件(5.4%) *	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	4,162件 (9.8%)	4,031件 (9.1%)	4,436件 (7.9%)	4,499件 (7.5%)	4,496件 (6.7%)	4,465件 (6.0%)

内訳

児童養護施設						乳児院						里親委託等						その他施設					
2,685人						785人						537人						778人					
20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
2,563人	2,456人	2,580人	2,697人	2,597人	2,571人	679人	643人	728人	713人	747人	715人	282人	312人	389人	439人	429人	390人	638人	620人	739人	650人	723人	789人

○ 平成26年度の児福法第28条措置 承認件数 267件

* 平成26年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 11,969件

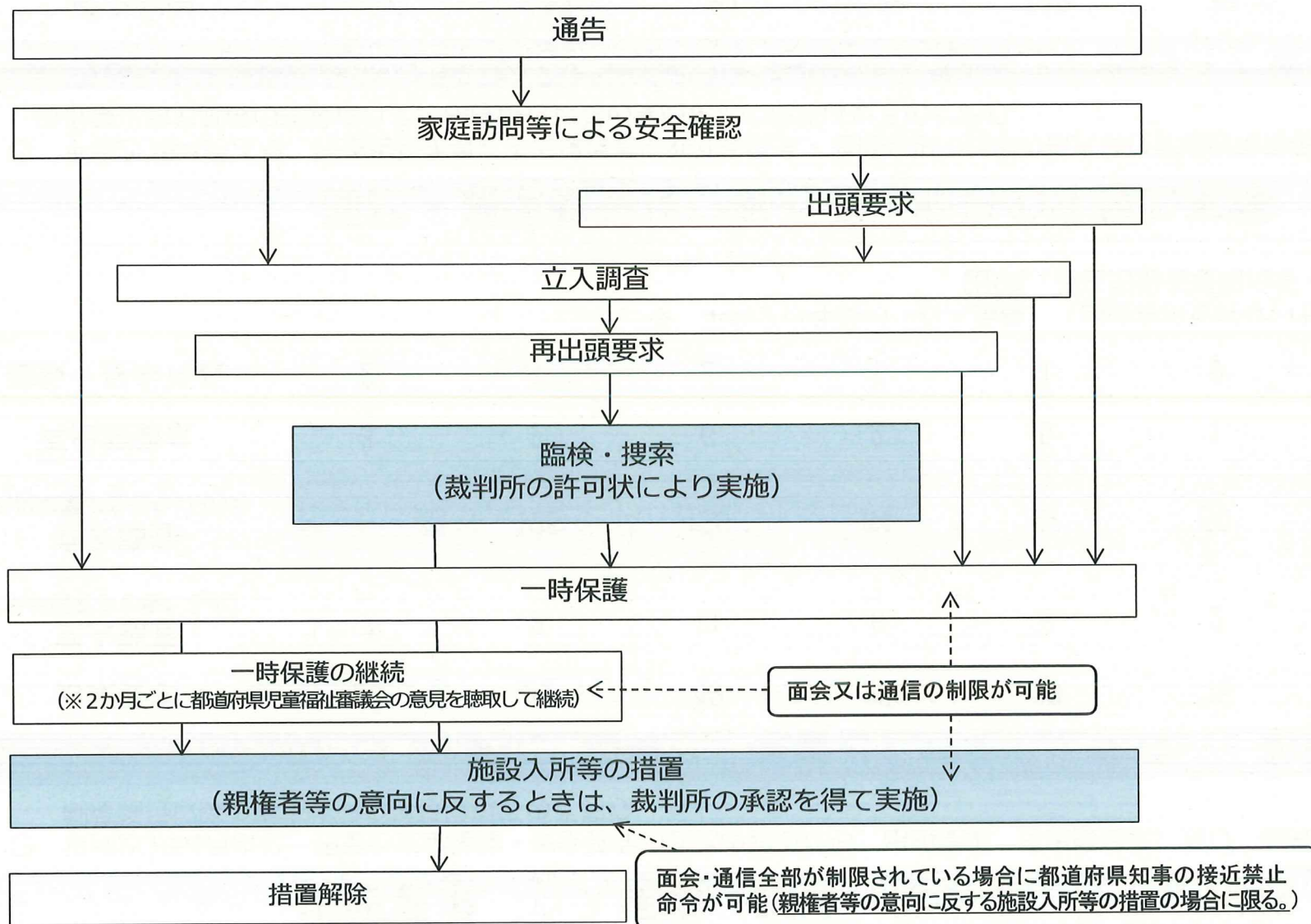
※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数、施設入所等件数、児福法第28条措置承認件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

児童虐待対応における司法関与について

児童虐待への対応過程での司法の関与について

<通告から措置解除までの基本的な流れ>

青色部分は現行制度上、
司法関与が規定されているもの



保護者への関与

- 児童相談所長による親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求
- 親権を行う者のいない児童等について、児童相談所長による未成年後見人選任の請求
- 家庭裁判所は施設入所等の措置に関する承認の審判をする場合、当該保護者に対する指導措置が相当であると認めるときは、その旨を都道府県に勧告

出頭要求、立入調査、臨検・搜索等の件数の推移

- 平成20年4月より、児童の安全確認・安全確保の強化の観点から、出頭要求、再出頭要求、及び臨検・搜索が創設された。制度施行以降の実施状況の推移は以下のとおり。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
出頭要求	28	21	49	25	29	35	28	215
立入調査 (※出頭要求を経たもの)	7	8	11	6	6	2	10	50
立入調査 (※出頭要求を経ないもの)	— ※	135	159	64	67	50	68	543
再出頭要求	3	2	6	2	5	1	4	23
臨検・搜索件数	2	1	2	1	1	0	1	8

※ 平成20年度の「立入調査」(出頭要求を経ないもの)については未調査。
【出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

面会・通信制限及び接近禁止命令の件数の推移

- 平成20年4月より、児童相談所等による保護者に対する面会・通信制限の対象の拡大及び都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設された。制度施行以降の実施状況の推移は以下のとおり。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
面会制限	27	27	37	38	18	30	4	181
通信制限	15	23	20	25	12	16	4	115
面会+通信制限	74	28	61	43	76	45	57	384
接近禁止命令	0	0	1	2	1	1	1	6

【出典：厚生労働省福祉行政報告例】

児童福祉法第28条(家裁の承認を得て行う施設入所措置)及び 第33条の7(家裁に対して児童相談所長が行う親権喪失等請求)の件数

- 平成26年度の28条(家裁の承認を得て行う施設入所措置)に基づく請求件数は350件、承認件数は267件である。
- 平成24年度から、33条の7により、親権喪失に加え、親権停止、管理権喪失の請求が可能となった。

	事項	28条による施設入所措置の承認申立	33条の7による親権喪失宣告等の請求		
			親権喪失	親権停止	管理権喪失
平成22年度	請求件数	255	16	16	
	承認件数	239 (94%)	2	2	
平成23年度	請求件数	267	9	9	
	承認件数	218 (82%)	6	6	
平成24年度	請求件数	294	38	-	-
	承認件数	244 (83%)	14	-	-
平成25年度	請求件数	318	50	11	35
	承認件数	277 (87%)	41	6	30
平成26年度	請求件数	350	34	3	20
	承認件数	267 (76%)	28	6	13

※1 平成23年度以前は、親権喪失の請求のみ可能。 ※2 平成24年度は、統計上、親権喪失等の合計値のみ。



※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

一時保護所の概要

1 設置の目的

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置き去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

2 設置主体

児童福祉法第12条の4に基づき、必要に応じて児童相談所に付設するもの。
全国に136か所(平成28年4月1日現在)設置されている。

3 費用

児童福祉法第53条に基づき、地方公共団体が支弁した費用の2分の1を国が負担する。

〔 補助率：国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2
28年度予算：児童入所施設措置費等114,002,531千円の内数 〕

4 一時保護の具体例

(1) 緊急保護

- ア 棄児、家出した子ども等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不相当であると判断される場合

5 対応件数 (一時保護所内保護件数)

(平成26年度件数)

総数	養護 (うち、虐待)	障害	非行	育成	その他
22,005	16,613 (10,695)	118	3,199	1,828	247

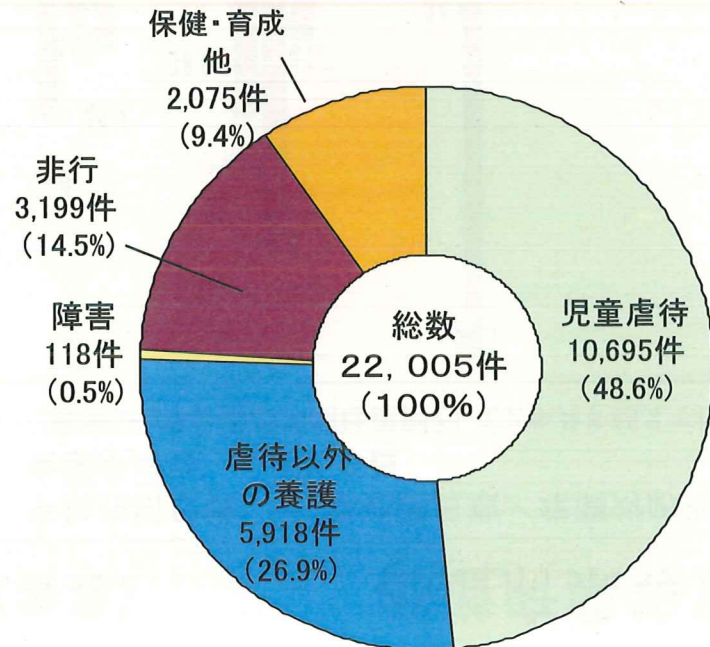
児童相談所での所内一時保護の状況

○ 平成26年度の一時保護所内の一時保護件数は22,005件であり、保護理由については、「児童虐待」が48.6%と最も多く、次いで、「虐待以外の養護」が26.7%となっている。

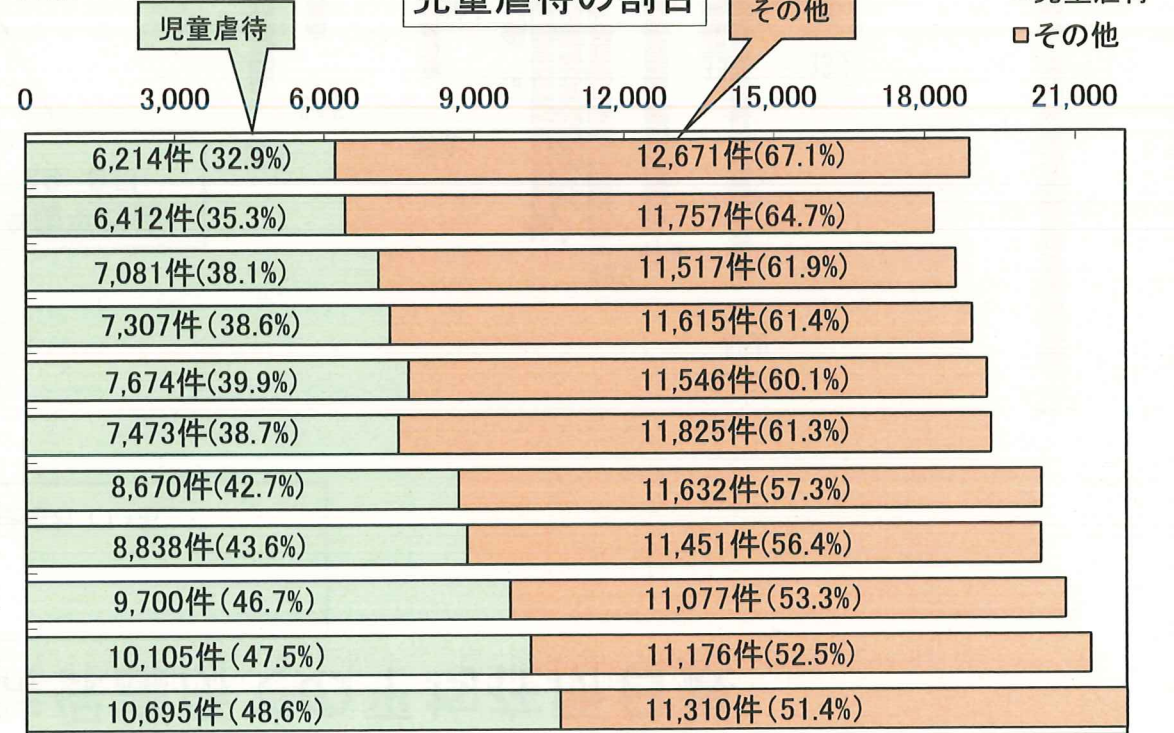
	児童虐待	虐待以外の養護	障害	非行	保健・育成他	総数
平成16年度	6,214(32.9%)	7,703(40.8%)	658(3.5%)	2,613(13.8%)	1,697(9.0%)	18,885(100.0%)
平成17年度	6,412(35.3%)	7,046(38.8%)	648(3.6%)	2,494(13.7%)	1,569(8.6%)	18,169(100.0%)
平成18年度	7,081(38.1%)	6,833(36.7%)	478(2.6%)	2,685(14.4%)	1,521(8.2%)	18,598(100.0%)
平成19年度	7,307(38.6%)	6,964(36.8%)	187(1.0%)	2,604(13.8%)	1,860(9.8%)	18,922(100.0%)
平成20年度	7,674(39.9%)	6,490(33.8%)	181(0.9%)	2,967(15.4%)	1,908(9.9%)	19,220(100.0%)
平成21年度	7,473(38.7%)	6,709(34.8%)	142(0.7%)	3,224(16.7%)	1,750(9.1%)	19,298(100.0%)
平成22年度	8,670(42.7%)	6,311(31.1%)	138(0.7%)	3,173(15.6%)	2,010(9.9%)	20,302(100.0%)
平成23年度	8,838(43.6%)	6,231(30.7%)	276(1.4%)	3,175(15.6%)	1,769(8.7%)	20,289(100.0%)
平成24年度	9,700(46.7%)	5,825(28.0%)	197(1.0%)	3,092(14.9%)	1,963(9.4%)	20,777(100.0%)
平成25年度	10,105(47.5%)	5,934(27.9%)	104(0.5%)	3,167(14.9%)	1,971(9.3%)	21,281(100.0%)
平成26年度	10,695(48.6%)	5,918(26.9%)	118(0.5%)	3,199(14.5%)	2,075(9.4%)	22,005(100.0%)

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

平成26年度 保護理由別件数



児童虐待の割合



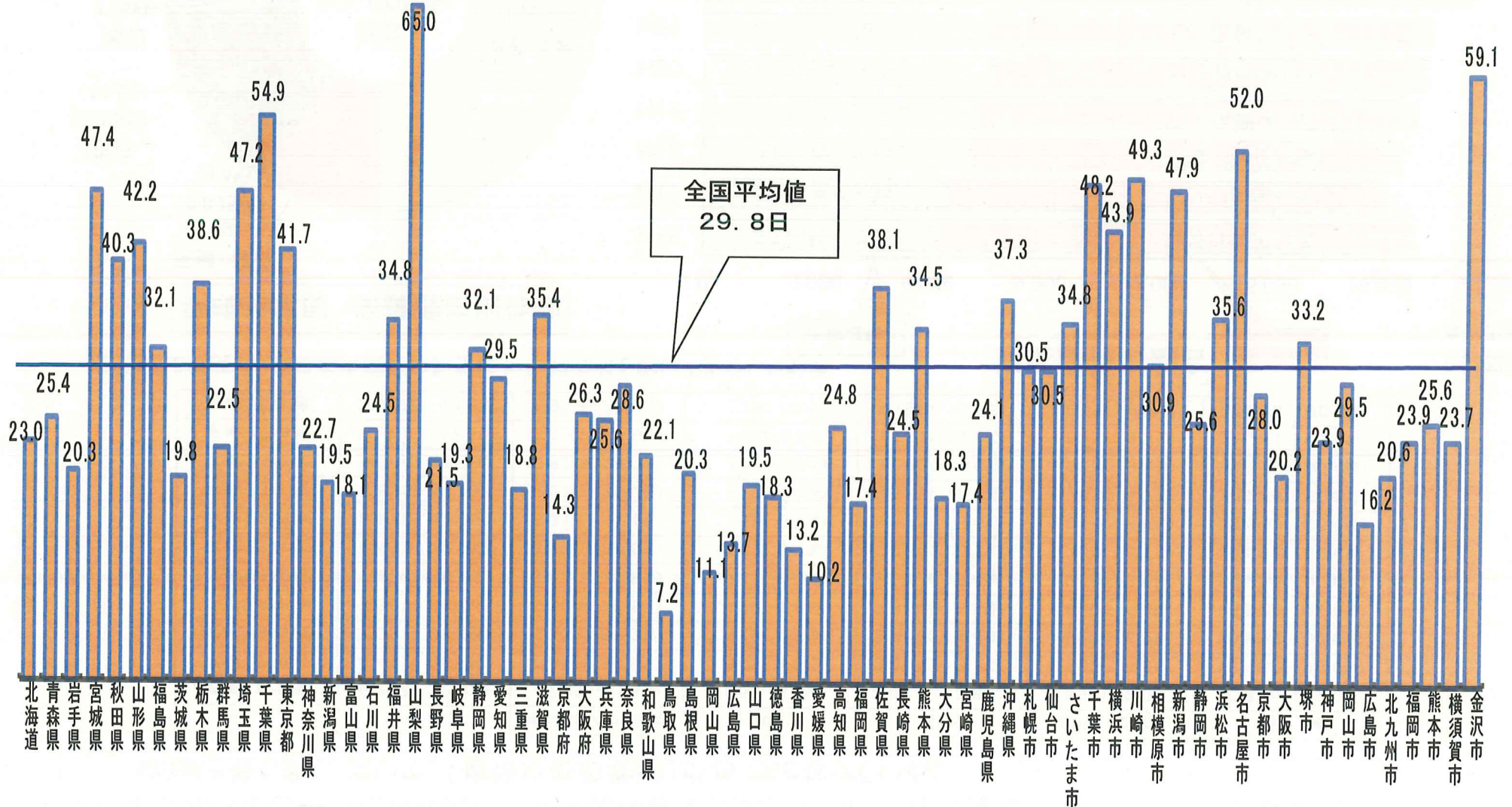
(参考)

都道府県等別一時保護所での平均在所日数

○ 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数

○ 全国平均値 : 29.8日

(参考)一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



【出典】福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)[平成26年度]

普通養子縁組と特別養子縁組について

- 普通養子縁組は、戸籍上において養親とともに実親が並記され、実親と法律上の関係が残る縁組形式。
- **特別養子縁組**は、昭和48年に望まない妊娠により生まれた子を養親に実子としてあつせんしたことを自ら告白した菊田医師事件等を契機に、子の福祉を積極的に確保する観点から、**戸籍の記載が実親子とほぼ同様の縁組形式**をとるものとして、昭和62年に成立した縁組形式。

普通養子縁組

<縁組の成立>

養親と養子の同意により成立

<要件>

養親：成年に達した者

養子：尊属又は養親より年長でない者

<実父母との親族関係>

実父母との親族関係は終了しない

<監護期間>

特段の設定はない

<離縁>

原則、養親及び養子の同意により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子(養女)」と記載

特別養子縁組

<縁組の成立>

養親の請求に対し**家裁の決定**により成立

実父母の同意が必要(ただし、実父母が意思を表示できない場合や実父母による虐待など養子となる者の利益を著しく害する理由がある場合は、この限りでない)

<要件>

養親：原則25歳以上(夫婦の一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で可)

配偶者がある者(夫婦双方とも養親)

養子：**原則、6歳に達していない者**

子の利益のために特に必要があるときに成立

<実父母との親族関係>

実父母との**親族関係が終了する**

<監護期間>

6月以上の監護期間を考慮して縁組

<離縁>

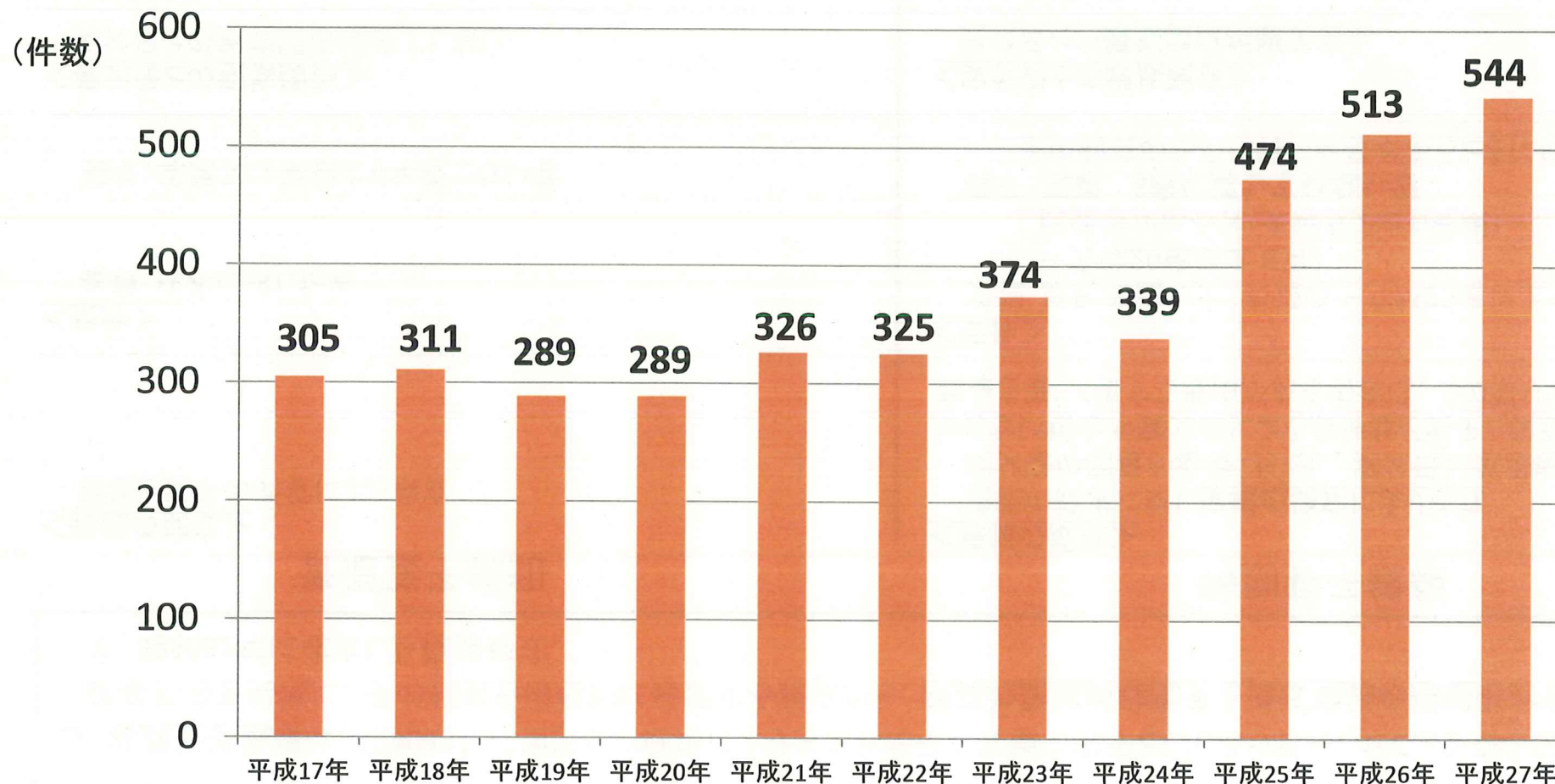
養子の利益のため特に必要があるときに養子、実親、検察官の請求により離縁

<戸籍の表記>

実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男(長女)」等と記載

特別養子縁組の成立件数

- 特別養子縁組は、保護者のない子どもや実親により養育が困難な子どもに温かい家庭を与えとともに、その子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図る仕組みである。
- 特別養子縁組の成立数は、横ばいで推移してきたが、ここ3年は増加傾向。



※ 出典:司法統計

※ 平成27年の数値は速報値

社会保障審議会児童部会

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会・報告（提言）

平成28年3月10日

（抄）

9. 社会的養護の充実強化と継続的な自立支援システムの構築

（3）特別養子縁組制度の利用促進のために必要な措置

特別養子縁組制度については、従来、児童相談所等関係機関において、予期しない妊娠・出産に伴った新生児や乳児のための制度と認識され運用されてきたという実情があった。しかしながら、本来、同制度は条文上、「虐待」等による場合も規定されており、虐待を受けた子どもを含めた、幅広い年齢の子どもに永続的な家庭を保障する趣旨であるという認識が徐々に広がり、積極的に特別養子縁組に関与する自治体も増えてきている一方、自治体間・児童相談所間の格差は依然大きいのも事実である。

子どもへの永続的な家庭の保障という観点から、社会的養護を要する子どもにとって特別養子縁組制度は極めて重要な意味を持つものであるが、特別養子縁組をあっせんする手続や縁組成立後の養親子家庭に対する支援の仕組みは、明確には法定されていないことから、特別養子縁組の推進について、児童相談所が取り組むべき重要な業務として、児童福祉法上に位置付けるべきである。また、養子縁組里親については、研修や認定等のあり方を見直すことが必要である。

さらに、次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始するべきである。

- ・ 原則6歳未満とされている現行の年齢制限について、子どもに永続的な家庭を保障するという視点に立てば、児童福祉法が対象とする全ての年齢の子どもが特別養子縁組の対象となるよう、年齢制限を見直すべきである。
- ・ 現行の手続では、特別養子縁組を成立させる審判の申立ては養親のみしかできず、父母の同意がない場合、後日父母からの不当な攻撃や要求のおそれを否定できないため、養親が申し立てる際の心理的負担は極めて大きい。このため、実親において養育することが難しい子どもについて、特別養子縁組の手続に移行できず、社会的養護に留まる事例が少なくない。そこで、現行の手続を、特別養子縁組候補児の適格性を判断する手続（実親との法的親子関係を解消させる手続）と、特定の養親候補者との間の養子縁組の適否を判断する手続（養親との法的親子関係を生じさせる手続）に分け、前者については児童相談所長に申立権を付与するべきである。
- ・ 民法第817条の7は、特別養子縁組の成立要件を「父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるとき」としている。しかし、要件が厳しすぎるなどの理由から現実的に機能しておらず、子どもの永続的な家庭の保障という観点からはほど遠いとの指摘がある。そこで、特別養子縁組が子どもの永続的な家庭を保障するという観点から現実に機能するように、前記要件を緩和するなど子どもの永続的家庭保障を重視した内容に見直すべきである。

- ・ 自らの出自を知ることは、人が成長していく上で重要な過程であり、権利性も認められる（児童の権利に関する条約第7条第1項）。特別養子縁組が成立した後も、できる限り自らの出自を知る権利を保障することは、子どもの福祉を図る上で極めて重要である。そこで、特別養子となった子どもが、将来、同養子縁組に至った事情等を知ることができるようにするために、行政機関が保有する記録の保管のあり方、保存期間、子どもが当該記録にアクセスする仕組みを明確にするべきである。
- ・ 現在、特別養子縁組が成立した後は、当該養親子家庭に対する特別の支援は準備されておらず、実親子家庭と同様の支援しか想定されていない。養子縁組成立後の養親や子どもに対する支援は非常に重要であり、支援を行うための仕組みについて、検討すべきである。
- ・ 養子縁組に関する民間のあっせん団体に対する規制のあり方（許認可のあり方や監督機関のあり方を含む。）、当該団体の事業内容について、具体的な検討をできるだけ速やかに行うべきである。

「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」関係

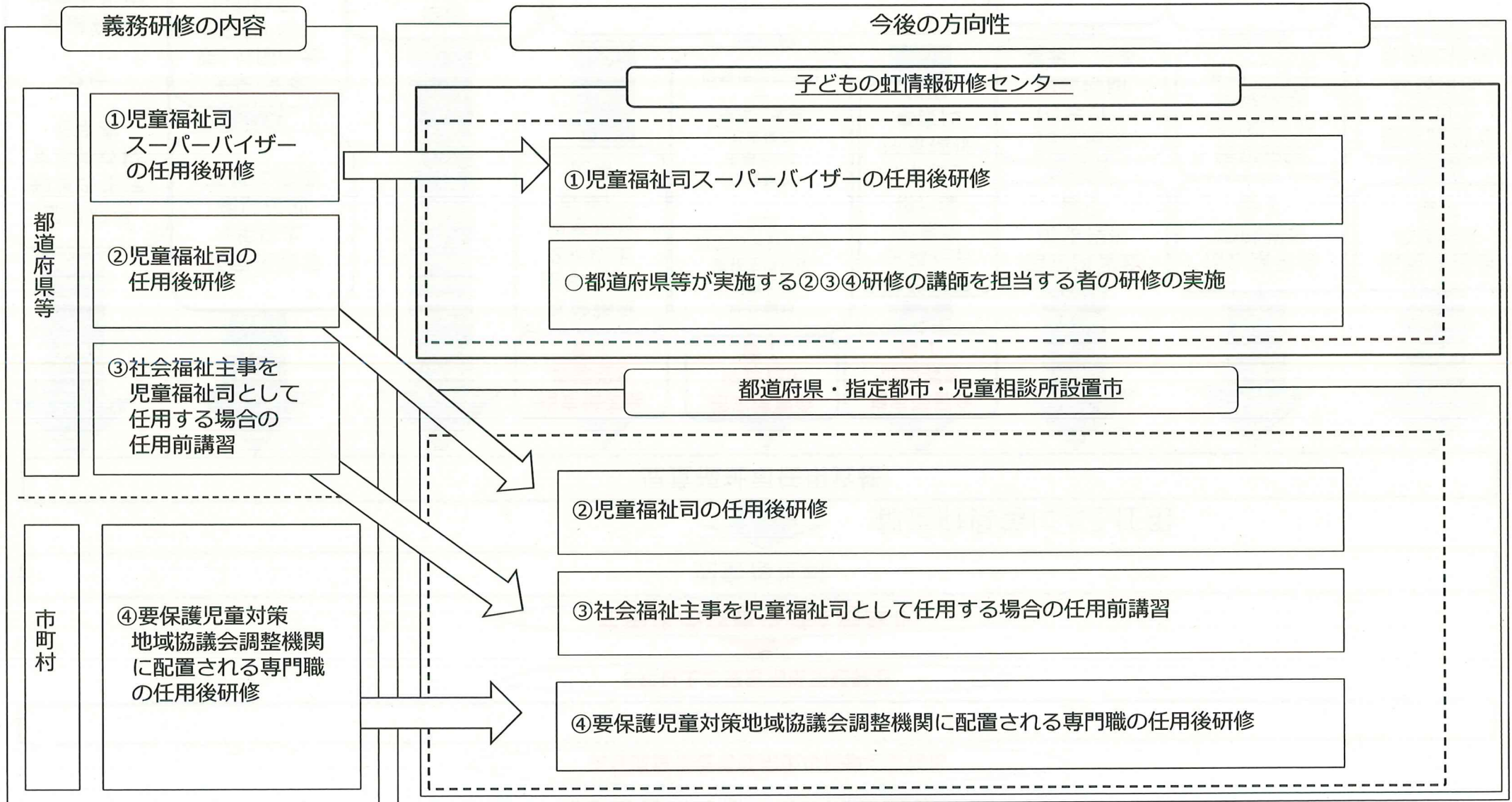
法改正で義務化された研修等の研修実施の状況

義務化された研修等	研修対象者の現状の 研修実施の有無(実施機関)	研修等名称	定員	受講対象者数(見込み)
社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合の任用前講習会	無	(参考)社会福祉主事の任用に係る社会福祉に関する科目	-	40人
		(参考)児童福祉司任用資格取得に必要な講習会(保健師・保育士・児童指導員等が受講)		
児童福祉司の任用後研修	有 (国立保健医療科学院)	中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	60名	2,460人
児童福祉司スーパーバイザーの任用後研修	有 (子どもの虹情報研修センター)	児童福祉司指導者基礎研修	80名	470人
		スーパーバイザー研修	80名	
		スーパーバイザーステップアップ研修	10名	
要保護児童対策地域協議会調整機関に配置される専門職の任用後研修	有 (子どもの虹情報研修センター)	市区町村虐待対応指導者研修	80名	5,600人
		地域虐待対応合同研修	80名	

- ※ 各自治体に於いて実施している研修は除く
- ※ 「受講対象者数(見込み)」は、平成27年度の数
- ※ このほか、民間団体が主催する虐待対応関係者に対する研修が行われている。

児童福祉司等の義務研修等の実施体制イメージ

- 改正児童福祉法では、児童福祉司スーパーバイザーの任用後研修、児童福祉司の任用後研修、社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合の任用前研修、要保護児童対策地域協議会調整機関に配置される専門職の任用後研修が義務化される。
- 研修の実施に際しては、子どもの虹情報研修センターと都道府県等が実施する研修体系の整理を行うとともに、現在の研修実施に関する都道府県等への補助の充実、子どもの虹情報研修センターにおける研修体制の強化を図る。



(※) 義務研修の内容(カリキュラム、講師要件等)、実施方法等については、子ども家庭福祉人材の専門性確保WGで議論予定。

児童福祉司の任用資格取得過程

主任児童福祉司任用後の研修を義務化

主任児童福祉司

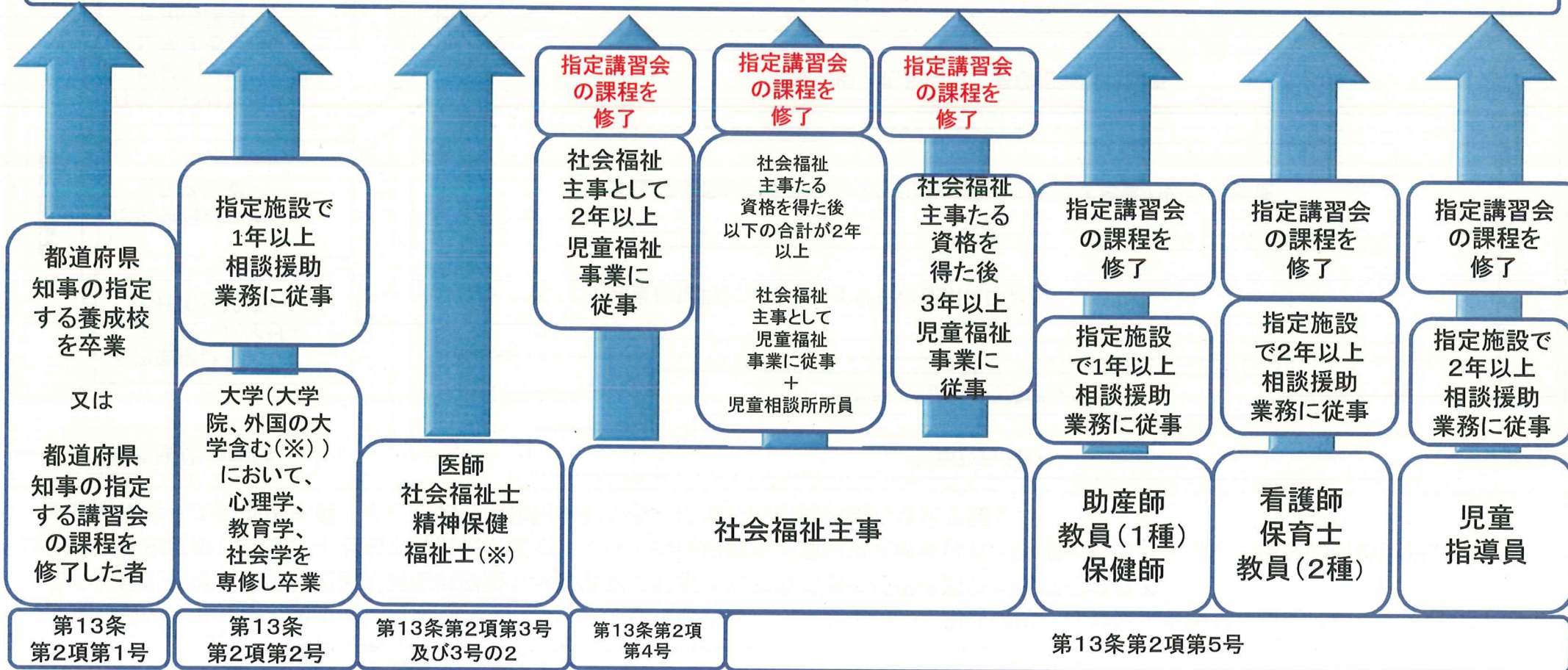
5年以上の児童福祉司経験者

任用後の研修受講を義務化

児童福祉司

都道府県等による任用

児童福祉司任用資格



※第13条第2項第5号に該当。

児童福祉司の概要

※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正後

1 児童福祉司の位置づけ

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。（児童福祉法第13条第1項等）

2 児童福祉司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

- (1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること
- (2) 必要な調査、社会診断※を行うこと

※調査により、子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

- (3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと
- (4) 子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと

3 児童福祉法第13条第3項に基づく任用の要件

- 都道府県知事の指定する児童福祉司等養成校を卒業、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- 大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したもの
- 医師
- 社会福祉士
- 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- 上記と同等以上の能力を有する者であって、厚生労働省令で定めるもの

4 児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。（児童福祉法第13条第8項）

5 人数等

- 全国の児童相談所（一時保護所含む）に 2,934名（平成27年4月1日現在）配置されている。
- 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定める。（児童福祉法第13条第2項）

※児童福祉司の配置標準は、各児童相談所の管轄地域の人口4万に1人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量（児童虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行うこととして政令に規定。

平成27年度 児童福祉司の配置状況について

	児童福祉司の 配置員数 (26.4.1) A	児童福祉司の 配置員数 (27.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)
北海道	74	73	▲ 1
青森県	31	35	4
岩手県	28	28	0
宮城県	35	34	▲ 1
秋田県	23	25	2
山形県	20	20	0
福島県	37	40	3
茨城県	52	52	0
栃木県	43	45	2
群馬県	34	39	5
埼玉県	134	132	▲ 2
千葉県	109	120	11
東京都	200	209	9
神奈川県	60	70	10
新潟県	41	41	0
富山県	19	17	▲ 2
石川県	17	17	0
福井県	16	15	▲ 1
山梨県	17	18	1
長野県	41	41	0
岐阜県	38	38	0
静岡県	46	46	0
愛知県	123	127	4
三重県	44	39	▲ 5
滋賀県	33	35	2
京都府	37	37	0
大阪府	146	152	6
兵庫県	77	81	4
奈良県	26	22	▲ 4
和歌山県	25	25	0
鳥取県	19	19	0
島根県	16	21	5
岡山県	26	29	3
広島県	37	36	▲ 1
山口県	32	33	1

	児童福祉司の 配置員数 (26.4.1) A	児童福祉司の 配置員数 (27.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)
徳島県	18	18	0
香川県	17	20	3
愛媛県	29	30	1
高知県	29	33	4
福岡県	70	73	3
佐賀県	16	17	1
長崎県	28	27	▲ 1
熊本県	23	23	0
大分県	19	25	6
宮崎県	27	29	2
鹿児島県	27	29	2
沖縄県	42	44	2
札幌市	30	32	2
仙台市	19	19	0
さいたま市	30	34	4
千葉市	20	22	2
横浜市	84	86	2
川崎市	33	40	7
相模原市	17	18	1
新潟市	17	16	▲ 1
静岡市	16	16	0
浜松市	23	25	2
名古屋市	74	81	7
京都市	57	57	0
大阪市	99	97	▲ 2
堺市	31	26	▲ 5
神戸市	35	37	2
岡山市	20	21	1
広島市	25	25	0
北九州市	17	17	0
福岡市	30	32	2
熊本市	25	26	1
横須賀市	13	15	2
金沢市	13	13	0
合計	2,829	2,934	105

※ 所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含む。

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の概要

※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正後

1 指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の位置づけ

- 他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司（児童福祉法第13条第5項）

2 指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の主な業務内容（児童相談所運営指針）

児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと

3 指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の要件

児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない。（児童福祉法第13条第5項）

4 人数等

- 全国の児童相談所（一時保護所含む）に469名（平成27年4月1日現在）配置されている。
 - 指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定める。（児童福祉法第13条第6項）
- ※指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の配置に係る参酌基準は、児童福祉司（スーパーバイザー以外）5人につき1人以上配置するものとして政令に規定。

平成27年度 指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の配置状況について

	スーパーバイザーの 配置員数 (26.4.1) A	スーパーバイザーの 配置員数 (27.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)
北海道	16	16	0
青森県	2	2	0
岩手県	3	5	2
宮城県	9	7	▲2
秋田県	4	4	0
山形県	2	2	0
福島県	4	4	0
茨城県	8	8	0
栃木県	9	9	0
群馬県	8	8	0
埼玉県	31	29	▲2
千葉県	27	25	▲2
東京都	13	13	0
神奈川県	9	9	0
新潟県	8	8	0
富山県	2	2	0
石川県	0	0	0
福井県	2	2	0
山梨県	0	2	2
長野県	5	8	3
岐阜県	0	0	0
静岡県	4	4	0
愛知県	17	18	1
三重県	7	3	▲4
滋賀県	7	8	1
京都府	4	4	0
大阪府	27	26	▲1
兵庫県	12	13	1
奈良県	7	4	▲3
和歌山県	4	7	3
鳥取県	4	5	1
島根県	5	8	3
岡山県	3	3	0
広島県	4	5	1
山口県	6	7	1

	スーパーバイザーの配 置員数 (26.4.1) A	スーパーバイザーの配 置員数 (27.4.1) B	対前年 増減人員 (B-A)
徳島県	2	2	0
香川県	4	4	0
愛媛県	3	3	0
高知県	6	9	3
福岡県	11	11	0
佐賀県	0	0	0
長崎県	7	8	1
熊本県	5	5	0
大分県	5	6	1
宮崎県	6	6	0
鹿児島県	3	3	0
沖縄県	10	10	0
札幌市	3	4	1
仙台市	2	2	0
さいたま市	3	5	2
千葉市	0	1	1
横浜市	16	18	2
川崎市	9	11	2
相模原市	5	5	0
新潟市	0	0	0
静岡市	3	4	1
浜松市	4	4	0
名古屋市	12	14	2
京都市	12	12	0
大阪市	15	16	1
堺市	2	6	4
神戸市	9	10	1
岡山市	1	1	0
広島市	0	0	0
北九州市	0	0	0
福岡市	3	3	0
熊本市	5	5	0
横須賀市	2	3	1
金沢市	0	0	0
合計	441	469	28

※スーパーバイザー数については、所長・次長等が兼務している場合を除く

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

児童福祉法第13条第2項第5号に定める児童福祉司の任用要件

	基礎資格	指定施設等での必要な 実務経験年数	指定 講習会	
1	大学で心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程で単位を修得し、大学院への入学を認められた者	相談援助業務	1年	—
2	大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	相談援助業務	1年	—
3	外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	相談援助業務	1年	—
4	社会福祉士となる資格を有する者(未登録者)	—	—	—
5	精神保健福祉士となる資格を有する者(未登録者)	—	—	—
6	保健師	相談援助業務	1年	○
7	助産師	相談援助業務	1年	○
8	看護師	相談援助業務	2年	○
9	保育士	相談援助業務	2年	○
10	教員免許保有者	相談援助業務	1年	○
	教員免許保有者(二種)	相談援助業務	2年	○
11	社会福祉主事たる資格を得ている者	イ 社会福祉主事として 児童福祉事業に従事 ロ 児童相談所の所員	合計 2年	—
12	社会福祉主事たる資格を得ている者	児童福祉事業	3年	—
13	児童指導員【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定】	相談援助業務	2年	○

児童福祉法等の一部を改正する法律（抄）

【要保護児童対策調整機関における専門職の配置】 【平成29年4月1日施行】

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第八項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、母子保健法第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

⑥ 市町村の設置した協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの（次項及び第八項において「調整担当者」という。）を置くものとする。

⑦ 地方公共団体（市町村を除く。）の設置した協議会（当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。）に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。

⑧ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

要保護児童対策地域協議会の概要

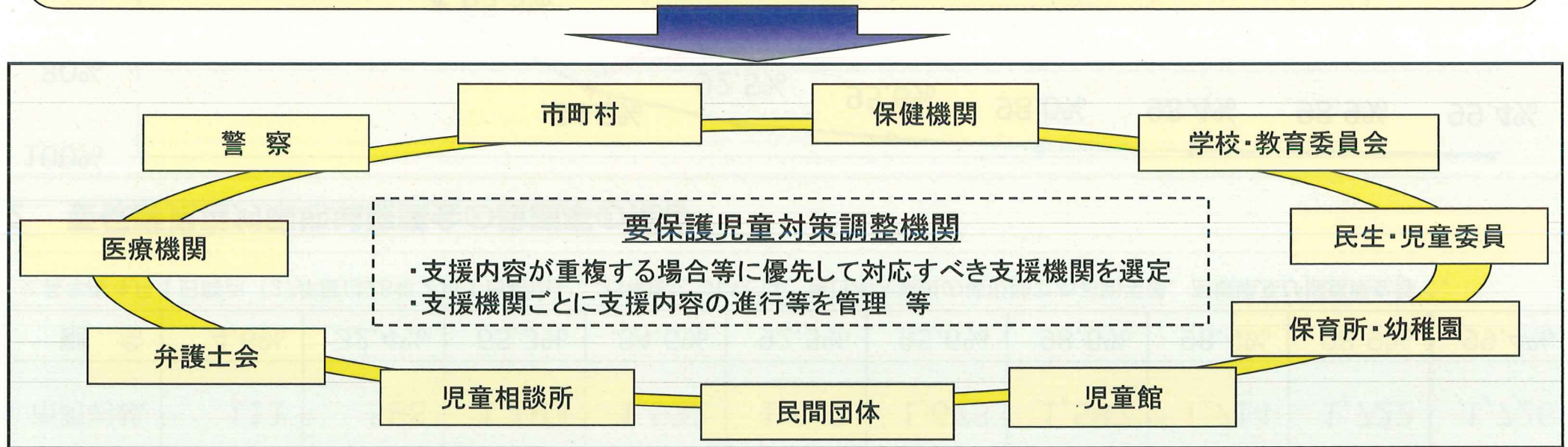
果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や特定妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



		平成24年度	平成25年度	平成27年度
設置している市町村数(※)		1,714(98.4%)	1,722(98.9%)	1,730(99.4%)
登録ケース数(うち児童虐待)		141,058(74,657)	178,610(84,917)	191,806(92,140)
職員数 調整機関	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,156	1,586	2,415
	② その他専門資格を有する職員	2,304	3,091	3,258
	③ ①②以外の職員(事務職等)	2,617	3,556	3,647
	④ 合計	6,077	8,233	9,320

※平成24、25年度:4月1日時点、27年度:平成28年2月1日時点

【出典】平成24,27年度:厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成25年度:子どもを守る地域ネットワーク等調査(平成25年度調査)

要保護児童対策地域協議会の設置状況の推移

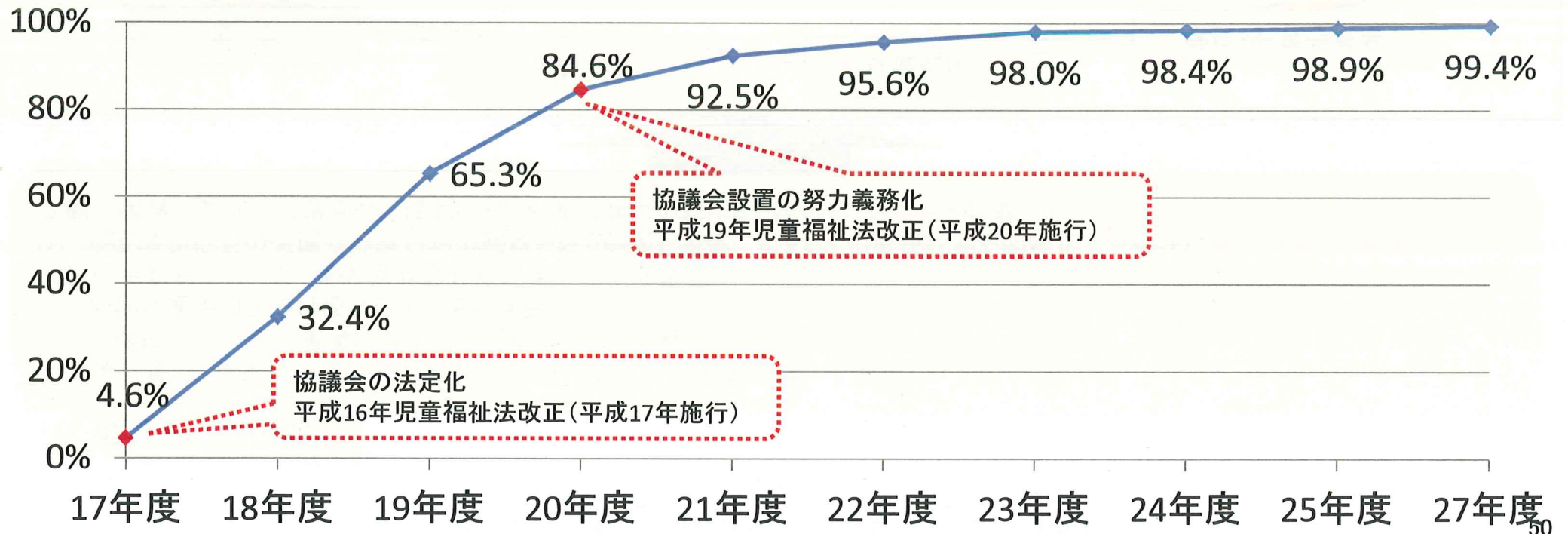
1. 要保護児童対策地域協議会の設置状況

(単位：市町村)

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度
市町村数	111	598	1,193	1,532	1,663	1,673	1,587	1,714	1,722	1,726
割 合	4.6%	32.4%	65.3%	84.6%	92.5%	95.6%	98.0%	98.4%	98.9%	99.4%

※各年度4月1日時点（27年度は28年2月1日時点）。23年度については、東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県及び福島県を除く。

2. 要保護児童対策地域協議会の設置率の推移



要保護児童対策地域協議会調整機関への専門職の配置状況

<平成27年4月1日時点>

〔上段：配置市区町村数
下段：配置率〕

区分	市区					町	村	合計
	市区	指定都 市・児童 相談所設 置市	市・区 (30万人 以上)	市・区 (10万人 ~30万人 未満)	市・区 (10万人 未満)			
地域協議会設置数	(812)	(22)	(62)	(204)	(524)	(734)	(180)	(1,726)
児童福祉司たる資格を 有する者	454	19	53	145	237	182	34	670
	55.9%	86.4%	85.5%	71.1%	45.2%	24.8%	18.9%	38.8%
これに準ずる者 ※保健師、助産師、看護師、 保育士、教員、児童指導員	287	3	8	53	223	306	97	690
	35.3%	13.6%	12.9%	26.0%	42.6%	41.7%	53.9%	40.0%
社会福祉主事	19	0	0	2	17	7	1	27
	2.3%	0.0%	0.0%	1.0%	3.2%	1.0%	0.6%	1.6%
合 計	760	22	61	200	477	495	132	1,387
	93.6%	100.0%	98.4%	98.0%	91.0%	67.4%	73.3%	80.4%

※厚生労働省調査（平成27年度調査）

(参考) 平成25年4月1日時点の合計	739	22	61	200	456	428	109	1,276
	91.1%	100.0%	100.0%	96.6%	87.5%	58.5%	60.9%	74.1%

※厚生労働省統計調査（子どもを守る地域ネットワーク等調査（平成25年度調査））

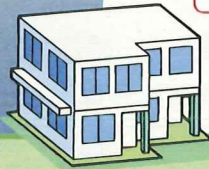
「市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG」関係

市町村における支援拠点のイメージ図

市区町村

都道府県

ポピュレーション・アプローチ



子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）

○妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで実施

乳児家庭全戸訪問事業

1歳6か月・3歳児健診

地域子育て支援拠点事業

利用者支援事業

一時預かり事業

児童館

子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業

児童等に対する必要な支援を行うための拠点（仮称）

- 児童、保護者等からの養育困難な状況や虐待等に関する相談
- 生活状況や実態把握等を行うための家庭訪問等
- 通所、訪問等による継続的なソーシャルワークやカウンセリング等
・児童相談所からの委託を受けて行う通所・在宅による指導措置を含む
- 通所又は訪問型の在宅支援サービス



複数市町村による共同設置又は委託可

養育支援訪問事業

子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）事業

- 措置解除後の児童等が安定して生活していくための継続的な支援

要保護児童対策地域協議会調整機関を担うことも可

児童相談所（一時保護所）

- 相談、養育環境等の調査、専門診断等（児童や家族への援助方針の検討・決定）
- 一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）
- 市町村援助（市町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助） 等

ハイリスク・アプローチ

里親

乳児院

児童養護施設

児童心理治療施設

東京都「子供家庭支援センター事業」の概要

趣 旨	子供と家庭に関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携しながら、子供と家庭を支援するネットワークの構築を図る。																									
実施主体	区市町村。ただし、社会福祉法人へ委託して行うこともできる。																									
センターの種類	① 先駆型子供家庭支援センター（以下「先駆型」という。） ② 従来型子供家庭支援センター（以下「従来型」という。） ③ 小規模型子供家庭支援センター（以下「小規模型」という。）																									
実施事業	先駆型は、次の①から④を実施し、⑤を実施することができる。 従来型及び小規模型は、①②の事業を行うほか、④及び⑤のⅡの事業を実施することができる。 ① 子供家庭総合ケースマネジメント事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子供と家庭に関するあらゆる総合相談 ・ 在宅サービス（ショートステイ、トワイライトステイ、一時預かり等）の提供・調整 ・ サービス調整（関係機関の連携による援助の実施） ② 地域組織化（子育てグループ等地域のグループ活動の支援） ③ 要支援家庭サポート事業（虐待家庭等に対する見守りサポート事業、専門職や育児支援ヘルパーによる養育支援訪問事業） ④ 在宅サービス基盤整備事業（区市町村が実施する子供家庭在宅サービス事業の担い手となりうる養育家庭の普及等） ⑤ 専門性強化事業（Ⅰ 虐待対応の強化、Ⅱ 心理的ケアへの取組）【*】																									
職員体制	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">区 分</th> <th style="width:30%;">種 別</th> <th style="width:40%;">資 格 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子供家庭支援ワーカー</td> <td>常2及び非1</td> <td>社会福祉士、保健師、経験豊富者等</td> </tr> <tr> <td>専門相談員</td> <td>非1</td> <td>医師、保健師、教育関係者等</td> </tr> <tr> <td>地域活動ワーカー</td> <td>非1</td> <td>活動経験者等</td> </tr> <tr> <td>虐待対策ワーカー【先駆型】</td> <td>常1</td> <td>児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専門性強化事業【*】</td> <td>（虐待対策ワーカー）</td> <td>基本分：常1 加算分：児童人口規模に応じて常1～常5</td> </tr> <tr> <td>（心理専門支援員）</td> <td>常1又は非2以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> ※ 小規模型は、子供家庭支援ワーカーは2名の配置で可（うち1名は、他の児童福祉事業に従事する常勤職員が兼務することができる。） ※ 虐待対策ワーカーは、先駆型子供家庭支援センターを設置している場合に必ず配置 ※ 子供家庭支援センターは、専門相談員と地域活動ワーカーとの兼務が可能 </td> </tr> </tbody> </table>			区 分	種 別	資 格 等	子供家庭支援ワーカー	常2及び非1	社会福祉士、保健師、経験豊富者等	専門相談員	非1	医師、保健師、教育関係者等	地域活動ワーカー	非1	活動経験者等	虐待対策ワーカー【先駆型】	常1	児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者	専門性強化事業【*】	（虐待対策ワーカー）	基本分：常1 加算分：児童人口規模に応じて常1～常5	（心理専門支援員）	常1又は非2以上	※ 小規模型は、子供家庭支援ワーカーは2名の配置で可（うち1名は、他の児童福祉事業に従事する常勤職員が兼務することができる。） ※ 虐待対策ワーカーは、先駆型子供家庭支援センターを設置している場合に必ず配置 ※ 子供家庭支援センターは、専門相談員と地域活動ワーカーとの兼務が可能		
区 分	種 別	資 格 等																								
子供家庭支援ワーカー	常2及び非1	社会福祉士、保健師、経験豊富者等																								
専門相談員	非1	医師、保健師、教育関係者等																								
地域活動ワーカー	非1	活動経験者等																								
虐待対策ワーカー【先駆型】	常1	児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者																								
専門性強化事業【*】	（虐待対策ワーカー）	基本分：常1 加算分：児童人口規模に応じて常1～常5																								
	（心理専門支援員）	常1又は非2以上																								
※ 小規模型は、子供家庭支援ワーカーは2名の配置で可（うち1名は、他の児童福祉事業に従事する常勤職員が兼務することができる。） ※ 虐待対策ワーカーは、先駆型子供家庭支援センターを設置している場合に必ず配置 ※ 子供家庭支援センターは、専門相談員と地域活動ワーカーとの兼務が可能																										
施設・設備	原則として次の施設を設ける。 <table style="width:100%; border: none;"> <tr> <td style="width:33%; border: none;">①相談室（相談の秘密が守られること）</td> <td style="width:33%; border: none;">②地域活動室（講習会、グループ活動用）</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">③交流スペース</td> <td style="border: none;">④事務室（他のスペースと代替化）</td> </tr> </table>			①相談室（相談の秘密が守られること）	②地域活動室（講習会、グループ活動用）	③交流スペース	④事務室（他のスペースと代替化）																			
①相談室（相談の秘密が守られること）	②地域活動室（講習会、グループ活動用）																									
③交流スペース	④事務室（他のスペースと代替化）																									
設置状況	か所数：60区市町村（うち先駆型 53区市町）[平成27年4月1日現在]																									

（注）本資料は、東京都福祉保健局少子化社会対策部家庭支援課が作成した資料を、厚生労働省において必要事項のみを抜粋したもの。

市町村における虐待対応担当窓口の設置状況

<平成27年4月1日時点>

区分	指定都市・児童相談所設置市	市・区(30万人以上)	市・区(10万人～30万人未満)	市・区(10万人未満)	町	村	合計
市町村数	22	62	203	526	745	183	1,741
児童福祉主管課	5 22.7%	41 66.1%	151 74.4%	328 62.4%	437 58.7%	73 39.9%	1,035 59.4%
母子保健主管課	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 1.0%	25 3.4%	9 4.9%	39 2.2%
児童福祉・母子保健統合主管課	3 13.6%	4 6.5%	8 3.9%	36 6.8%	180 24.2%	65 35.5%	296 17.0%
福祉事務所(家庭児童相談室)	5 22.7%	14 22.6%	29 14.3%	110 20.9%	4 0.5%	1 0.5%	163 9.4%
保健センター	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	3 0.6%	22 3.0%	6 3.3%	32 1.8%
教育委員会	0 0.0%	1 1.6%	4 2.0%	23 4.4%	37 5.0%	11 6.0%	76 4.4%
保健所	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	1 0.1%
児童相談所	3 13.6%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	1 0.1%	0 0.0%	5 0.3%
障害福祉主管課	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	3 0.6%	16 2.1%	4 2.2%	24 1.4%
その他	6 27.3%	1 1.6%	9 4.4%	18 3.4%	23 3.1%	13 7.1%	70 4.0%

(上段：市町村数、下段：該当区分での割合)

市町村における虐待対応担当窓口職員の配置状況

<平成27年4月1日時点>

区 分		指定都市・ 児童相談所 設置市	市・区 (30 万人以上)	市・区 (10 万人～30万 人未満)	市・区 (10 万人未満)	町	村	合計	
一定の専門資格を有する者	児童福祉司と同様の資格を有する者	①児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (②、③又は④に該当する者を除く。)	194	185	206	176	94	6	861
			14.8%	22.5%	14.9%	7.9%	4.2%	1.4%	10.2%
		②医師	0	0	1	1	1	2	5
			0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.5%	0.1%
		③社会福祉士	101	133	176	138	68	14	630
		7.7%	16.1%	12.7%	6.2%	3.0%	3.3%	7.5%	
		④精神保健福祉士	9	10	28	20	10	2	79
		0.7%	1.2%	2.0%	0.9%	0.4%	0.5%	0.9%	
		小 計 【児童福祉司と同様の資格を有する者】 (①～④の計)	304	328	411	335	173	24	1,575
			23.2%	39.8%	29.6%	15.1%	7.7%	5.7%	18.7%
その他専門資格を有する者	⑤保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く。)	318	93	152	198	503	134	1,398	
		24.3%	11.3%	11.0%	8.9%	22.3%	32.0%	16.6%	
	⑥教員免許を有する者 (①に該当する者を除く。)	93	76	178	433	91	14	885	
		7.1%	9.2%	12.8%	19.5%	4.0%	3.3%	10.5%	
	⑦保育士 (①に該当する者を除く。)	146	87	153	256	151	19	812	
	11.2%	10.6%	11.0%	11.6%	6.7%	4.5%	9.7%		
	小計 【その他専門資格を有する者】 (⑤～⑦の計)	557	256	483	887	745	167	3,095	
		42.6%	31.1%	34.8%	40.0%	33.0%	39.9%	36.8%	
	⑧①から⑦に該当しない社会福祉主事	188	83	148	175	67	14	675	
		14.4%	10.1%	10.7%	7.9%	3.0%	3.3%	8.0%	
	小計 【一定の専門資格を有する者】 (①～⑧の計)	1,049	667	1,042	1,397	985	205	5,345	
		80.2%	80.9%	75.1%	63.1%	43.6%	48.9%	63.5%	
専門資格を有しない者	⑨①から⑧に該当しない一般事務職	155	77	237	638	1,221	206	2,534	
		11.9%	9.3%	17.1%	28.8%	54.1%	49.2%	30.1%	
	⑩その他	104	80	108	180	52	8	532	
		8.0%	9.7%	7.8%	8.1%	2.3%	1.9%	6.3%	
合 計		1,308	824	1,387	2,215	2,258	419	8,411	
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

社会保障審議会児童部会
新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会・報告（提言）
平成28年3月10日
（抄）

7. 新たな子ども家庭福祉体制の整備

2) 新たな子ども家庭福祉に関する見直しの要点

(2) 市区町村における地域子ども家庭支援拠点の整備

子ども家庭への支援は身近な場所で行われる必要があり、そのためには市区町村に支援の拠点を整備する必要がある。現在、東京都の特別区と市などに設置されている子ども家庭支援センターやその他の市町における類似のセンターが、そのモデルとなり得る。また、一つの方法として、既存の児童家庭支援センターを参考に、市区町村における支援拠点のあり方を検討することが考えられる。この拠点では、前記のとおり、一般の子ども家庭相談支援から子ども虐待事例の在宅支援までを担うとともに、要保護児童対策調整機関となり、子ども子育て支援事業を行うべきである。規模の大きな自治体では、一般の相談と虐待対応のセクションを分けることも有効と考えられる。同自治体内の保健センター等と協力し、分かりやすいワンストップの窓口機能も担うことが求められる。民間との連携や事業委託を積極的に行うことも求められる。

この地域子ども家庭支援拠点が適切に機能するためには、ソーシャルワーカーや保健師の配置が必要となる。市区町村の規模により実情が異なることから、国及び都道府県は財政的・人的資源の充実に積極的に関与して、その基盤整備を行う。自治体の規模によっては、複数の自治体が合同で拠点を設けることができるような配慮も必要である。

なお、地域子ども家庭支援拠点については、利用者支援事業等既存の子ども子育て支援施策との整理を明確にする必要があるといった意見もあった。

(3) 通所・在宅支援の積極的实施

全国児童相談所の虐待相談対応件数の9割以上の子どもは、在宅支援となっている。その中には、いわゆる「見守り」という形で有効な支援がほとんどなされない事例もあり、こうした子どもは、再び通告の対象になる、あるいは、そのまま虐待的環境の中で成長し、その養育不全体験を次世代に連鎖するという悪循環に至る危険も大きい。

この現状を児童虐待防止の重要課題として新たな社会的養育システムの中に位置付け、虐待通告された子どものうち、在宅に戻された子ども等の支援のために通所・在宅支援を積極的に行う必要がある。

先に示した市区町村が設置する「地域子ども家庭支援拠点」がこれを中心となって担い、必要に応じて児童相談所と共同し、通所・在宅支援（養育支援、家事支援等）を行うものとする。通所・在宅支援について、国は自治体とともに財政的支援を行うものとし、これにより、支援を行う民間団体などが増加し、それに伴って新たな支援の方法が開発、提案されることも期待できる。

なお、将来的には、市区町村が在宅措置、通所措置を行うという制度も考えられるとの意見があった。

8. 職員の専門性の向上

(1) 子ども家庭福祉を担う職員の配置・任用要件

② 市区町村で支援を担う職種、任用要件、配置基準

市区町村は、「地域子ども家庭支援拠点」を整備し、児童家庭相談や要保護児童対策地域協議会の運営に加え、養護・育成相談等のうち措置を伴わないものについても応じるため、組織や職員体制の充実が求められる。

これまで、市区町村の職員配置についての基準は必ずしも明確でなかったが、新たな役割を担うにあたって従事する職員の資格要件及び配置基準を検討することが求められる。

ただし、規模の小さな市区町村では、専従でない保健師が要保護児童対策地域協議会を担っていることも多い。自治体の規模に合わせて職員の充実を図る必要がある。

特に、市区町村が設置する「地域子ども家庭支援拠点」は、支援実務を行うとともに、地域の関係機関との連携の中で社会的な援助を行う中核となることから、それに従事する職員として児童福祉司及びその他必要な職員を置くべきである。

「地域子ども家庭支援拠点」には、専ら子ども・家庭の相談支援にあたる複数の職員を置くこととし、最低1名は児童福祉司資格を有する者とすべきであり、その他の職員についても児童福祉司資格もしくはそれに準ずる資格を所持している者の配置に努めるべきである。

市区町村が「地域子ども家庭支援拠点」を設置するにあたっては、関連する家庭児童相談室事業や子ども子育て支援法に規定される地域子育て支援事業及び母子保健事業等との調整を行うなどして、事業に必要な職員の確保を行い、利用者の利便向上を図るとともに、地域子ども家庭支援拠点が組織的かつ効果的に運用されるよう努めるべきである。

「地域子ども家庭支援拠点」の設置にあたっては、当該自治体を所管する児童相談所と十分な協議を行い、円滑に業務を行えるようにするとともに、児童相談所からの職員派遣や相互交流等、連携体制の構築に努める必要がある。